

「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書(案)に対する意見募集結果

2019年3月22日

プラットフォームサービスに関する研究会

「プラットフォームサービスに関する研究会 中間報告書(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2019年2月16日(土)～2019年3月8日(金)

○ 意見提出数:32件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	GMOグローバルサイン株式会社	14	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
2	一般財団法人日本データ通信協会	15	中部テレコミュニケーション株式会社
3	西村あさひ法律事務所	16	LINE株式会社
4	サイボウズ株式会社	17	一般財団法人情報法制研究所
6	一般社団法人全国銀行協会	18	株式会社日本国際映画著作権協会
7	株式会社NTTドコモ	19	アマノセキュアジャパン株式会社
8	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	20	在日米国商工会議所
9	ザ・ソフトウェア・アライアンス	21	アジアインターネット日本連盟
10	有限会社テック・ステート	22	株式会社ワイズ・メディア
11	経団連情報通信委員会企画部会	23	弁護士
12	KDDI株式会社	24	個人(9件)
13	ソフトバンク株式会社		

「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

第1章 プラットフォームサービスの拡大に伴う利用者情報の取扱いの確保等に係る検討の背景	
<p>意見 1－1 プラットフォームサービスを提供する企業は、一営利企業にすぎず、必ずしも社会基盤を構成しているわけではないにも関わらず、公益的見地からの行動を要求することはサービスの提供実態に適合しないばかりか、プラットフォームサービスに市場の独占的地位等の一定の特権を付与することになりかねないことから、本中間報告書案が前提とする事実認識が実態と適合しているか慎重に検討すべき。</p> <p>サイバー空間とフィジカル空間を跨いだプラットフォームサービスの誕生は容易ではない。また、そのようなサービスは同種のサービスと常に激しい競争に晒されているから、競争に勝ち残るべく品質を改善し続けるために不断の投資が不可欠である。したがって、プラットフォーム事業者の提供するサービスの提供コストが低廉というわけでもない。このように、本中間報告書案が前提とする事実認識は実態に即していないおそれがあり、それらの正確性については慎重な検討が必要である。</p> <p>また、本中間報告書案が検討対象とする「プラットフォームサービス」は、変化の激しい業界の中で数多くの民間企業によって競争的にかつ営利目的で提供されているサービスであるから、これを公益的な社会基盤として位置付けることは、そもそもサービスの提供実態に適合していないおそれがある。さらに、仮に当該企業に社会基盤としての公益的見地からの行動を要求するのであれば、反対にその代償として市場における独占的地位などの一定の特権を付与することにも繋がり得る点に留意されたい。そのため、私企業のプラットフォームサービスを社会基盤として位置付けることは、実態に適合しないばかりか、むしろ本中間報告書案が企図する競争環境の確保と相反するおそれがあり、適当ではないのではないか。</p>	考え方 1－1
<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>意見 1－2 本中間報告書（案）のような主要論点等の整理に賛成。</p>	考え方 1－2

<p>プラットフォームサービスについて、「イノベーションを促進する存在」、「社会基盤として今後さらに重要な役割を果たしていくことが見込まれる」として捉えることについて賛成する。</p> <p>プラットフォームサービスの存在により、商品・サービス、情報などの流通が促進されることに加え、こうした経済活動のうえに新たな産業及び雇用が生まれている。</p> <p>消費者にとっても、プラットフォームサービスを通じて多数の商品・サービス等を選択することができるのみならず、プラットフォーマーが規約等を整備することにより提供する一定の安全・安心な場の下で取引を行うことができるなど、その便益向上に繋がる存在となっている。</p> <p>もっとも、(経済産業省、総務省、公正取引委員会の3省合同検討でも指摘されているように、) プラットフォームサービスはネットワーク効果ゆえに独占・寡占が生じやすく、競争優位性を利用して利用者(消費者及び事業者)に一方的な利用条件を課すことができることについては注意が必要である。</p>	<p>本中間報告書(案)の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>プラットフォーム事業者の提供するサービスは、インターネットを活用するエンドユーザや事業者にとって必要不可欠なサービスといわれています。一方、このようなサービスは、利用者にとって依存性の高い仕組みとなりつつあるとも知られています。当センターは、このような依存性の高いプラットフォーム事業者のサービスについて、本報告書のような主要論点などの整理を行うことに賛同いたします。</p>	<p>【LINE 株式会社】</p>
<p>意見1—3 「その活用のメカニズムがわかりづらいとの声もあり(中には「ブラックボックス化している」との声も聞かれる。)」という表現は、ここだけでは定量性がなく印象論になってしまっているので、「第2章第2節5.」を参照するように指示した方が良い。</p>	<p>考え方1—3</p>
<p>「その活用のメカニズムがわかりづらいとの声もあり(中には「ブラックボックス化している」との声も聞かれる。)」という表現は、ここだけでは定量性がなく印象論になってしまっているので、「第2章第2節5.」を参照するように指示した方が良いと考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第2章第2節5を参照」として脚注を付します。</p>

【個人】	
<p>意見 1—4 法の地域的な適用範囲に関して、データ保護フレームワークは、(1) 明確に居住者を対象とし、(2) 処理対象である個人データが、収集時に国内に所在するデータ主体から意図的に収集したものであって、かつ (3) 現実かつ実効的な活動を行うことを可能にする安定した仕組みに基づいて国内に設立された組織が収集している場合の行為のみを規制すべき。</p>	考え方 1—4
<p>BSA Software Alliance (BSA) (http://bsa.or.jp) は、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書（案）（以下「中間報告書」といいます。）について総務省（以下「貴省」といいます。）に意見を提出する機会に感謝致します。BSA は、各国政府に対する、そして国際的市場における、グローバルソフトウェア業界を代表する主要な提唱者です。BSA 会員企業は、最新のデータ分析、機械学習及び IoT (Internet of Things) 等、データ主導イノベーションの最前線にいます。BSA 会員企業は、日本市場に多大な投資を行っており、日本経済を支える BSA 会員企業提供の製品やサービスによって日本の多くの企業や消費者に利便性を享受いただいていることを誇りに思っております。</p> <p>のことから、BSA は、中間報告書及びこれが BSA 会員企業と技術分野全般に及ぼし得る影響について強い関心を持っています。私どもは、デジタルプラットフォームサービスが確実に利用者保護を行うよう規制の枠組みを強化しようとする貴省の努力に敬意を表しますが、中間報告書の提言には、この目的を却って損ない、日本のデジタル経済普及に悪影響を及ぼしかねない内容が含まれていることに懸念を有しています。まず、中間報告書の提言の中には不明瞭なものがあります。例えば、中間報告書が、どの範囲のプラットフォームサービスについて、厳格な通信の秘密の保護のために域外適用の対象に該当するよう提言しているのか不明瞭です。明確性を欠いたままで規制を事業者に対して適用しようとすることは、機能的な制度の構築につながらず、実施が困難であり、グローバルに活動する多くのサービスプロバイダーの混乱を招きます。そのような政策は、国際的な分断のリスクをもたらし、他国が独自の法律を日本企業に対して課すことにつながりかねません。日本の通信の秘密の保護の概念とアプローチをより幅広く厳格に適用することは、デジタル貿易に影響を与える法制度の国際的な相互</p>	第 6 章に示したとおり、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。

<p>運用性又はハーモナイゼーションの維持を目指す貴省の意図に反しかねません。このような混乱は、利用者保護の実現につながらず、サイバーセキュリティに関して予期せぬ結果をもたらし、イノベーションを妨げる可能性があります。</p> <p>BSA の経験では、政策の枠組みは、均衡がとれ、原則に基づき、結果重視であり、過度に規範的となる場合に最も効果的です。BSA グローバル・プライバシー・ベストプラクティス (https://www.bsa.org/~/media/Media/Files/Policy/Data/2018_BSA_Global_Privacy_Best_Practices.pdf) で詳述されているように、BSA は、個人データの収集及び使用の透明性を高め、収集及び使用に関するガバナンスを提供することによって、情報に基づく選択を可能にし、かつ、尊重し、消費者に自己の個人データについてのコントロールを提供し、強固なセキュリティを提供し、そして正当な事業目的のためのデータの使用を促進するプライバシー及びデータ保護政策の実施を支持します。そして、法の地域的な適用範囲に関して、データ保護フレームワークは、(1) 明確に居住者を対象とし、(2) 処理対象である個人データが、収集時に国内に所在するデータ主体から意図的に収集したものであって、かつ(3) 現実かつ実効的な活動を行うことを可能にする安定した仕組みに基づいて国内に設立された組織が収集している場合の行為のみを規制すべきであると BSA は考えます。BSA は、これらの原則を念頭に置いて中間報告書の提言が再検討されることを推奨し、また、今後更に適切なステークホルダーとの意見交換を行うことを求めます。</p> <p style="text-align: center;">【ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
<p>意見 1－5 関係するステークホルダーと議論を行い、関係各国との対話を深化させ、越境データの自由な移転の確保によるイノベーション及びイノベーションと利用者情報保護のバランスを十分に考慮した国際的にハーモナイズされた制度となるようすべき。</p>	<p>考え方 1－5</p>
<p>中間報告書（案）（以下「本案」）において示された論点については、関係するステークホルダーと議論を行い、また、関係各国との対話を深化させて、越境データの自由な移転の確保によるイノベーション及びイノベーションと利用者情報保護のバランスを十分に考慮した、国際的にハーモナイズした制</p>	<p>第 6 章に示したとおり、「第 3 章第 1 節で示した 3 つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作</p>

<p>度となるようにすべきである。また、日本が海外に比して特有の規制を行えば、参入障壁となり貿易上の問題となりかねないことにも留意すべきである。</p>	<p>りを図りながら具体的な施策を検討することが適当」と考えます。</p>
<p>意見 1－6 利用者情報の取扱いの論点は、個人情報保護法の枠組及び個人情報保護委員会による取組により解決すべき問題であり、殊更に電気通信事業法を改正する必要性はない。</p>	<p>考え方 1－6</p>
<p>本案において検討されている利用者情報の取り扱いの論点は、役務の提供契約時に明確に示した目的の範囲内で個人情報を利用するという個人情報保護法の議論とほぼ重複しており、個人情報保護法の枠組み及び個人情報保護委員会による取り組みにより解決すべき問題であり、殊更に電気通信事業法を改正する必要性はない。</p>	<p>【有限会社テック・ステート】</p> <p>第2章第2節2.(2)に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり(電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い。)、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいく」ことから、専ら個人情報保護法の枠組等により解決すべき問題とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保は電気通</p>

	信事業法の規律対象に含まれると考えます。
意見 1－7 特徴が多岐に渡るプラットフォームサービスという概念から出発して、電気通信事業法の改正を行い、域外適用を行うことには反対。	考え方 1－7 本案に記載されるとおり、プラットフォームサービスの定義は一義的でない。定義がはっきりせず、特徴が多岐に渡ると考えられるプラットフォームサービスという概念から出発して、電気通信事業法の改正を行い、域外適用を行うことには反対である。 【有限会社テック・ステート】
意見 1－8 フェイクニュースも表現の自由の保護や知る権利による保障の対象となる以上、単に EU における立法の必要性を論じるだけでは規制根拠として不十分であり、我が国の立法事実の有無を慎重に検証すべき。また、EU や英国で検討されているフェイクニュース規制は自主規制が基調という点にも留意すべき。	考え方 1－8 フェイクニュースに対する規制は、我が国憲法上の表現の自由や知る権利の保障と緊張関係に立つため、慎重に検討されるべきである。EU におけるフェイクニュースに対する規制は、市民が自由かつ公正な政治的プロセスに参加し、民主主義を実現する上で、その判断材料となる情報をフェイクニュースが歪めることを問題視して検討してきたものである。他方で、日本において問題視されている「偽情報」に対する規制についても、そのような政治的プロセスや民主主義との関係で問題となる偽情報の保護に係る規律を適用することにより、「我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにする」ため、「国外のプラットフォーム事業者が、我が国に利用者を対象として電気通信サービスと同様の、又は類似したサービスを提供する場合についても、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うことが適當」と考えます。

みを対象としたものか、それ以外のおよそ虚偽の情報の流布を対象としたものなどについて、まだ本格的な議論が始まったばかりの状況と理解している。そのため、単にEUにおける立法の必要性を論じるだけでは不十分であり、我が国における立法事実の有無を慎重に検証すべきである。

フェイクニュースであっても表現の自由の保護や知る権利による保障の範囲に入り得ることを踏まえれば、フェイクニュースであるという理由のみに基づき、表現内容に対する規制を行うことの是非については、慎重な検討が求められる。実際に、国際的にこの問題に対する定見は固まっていない。そのような中で、EUの規律は特色を有する点で目を引くものであるかもしれないし、紹介される機会も増えて参照しやすい環境にあるのかもしれないが、決してグローバルスタンダードではなく、EU固有の性格を有するものである。グローバルスタンダードを目指すのであれば、EUの制度をただ輸入するのではなく、米国やアジアの国々など幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向るべきではないかと考えられる。その際には、本中間報告書案で言及された規制（GDPR、ePrivacy規則及びカリフォルニア州消費者プライバシー法（CaCPA））は、いずれも電気通信事業のような業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であることにも留意する必要がある。

以上のとおり本中間報告書案は、フェイクニュースに対する規制の必要性に関して、我が国固有の立法事実に何ら言及していないが、以上からしても、単にEUにおける立法の必要性を論じるだけでは不十分であり、我が国における立法事実の有無を慎重に検証すべきである。

なお、EUや英国において検討が進められているフェイクニュース規制は、あくまでも自主規制が基調となっている点にも留意されたい。既に日本にもファクトチェックをする任意団体は設立されているなど(<http://fij.info/>)、法規制ありきではなく、まずは日本における自主規制の成果を見守り、検証する必要がある（実際に古物商規制においては、まず自主規制の成果を見守り、直ちに法規制を強化することはしないとの方針がとられている（警察庁・古物営業の在り方に関する有識者会議「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書」（2017年12月21日）

<<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/kobutsu/hokoku.pdf>>5-6頁)。

【西村あさひ法律事務所】

憲法における表現の自由に配慮し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携等の自浄メカニズム等について、プラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して検討を深めることが適当と考えます。

第2章 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状

第1節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状

1. 通信の秘密の保護

<p>意見 2－1 プラットフォーム事業者との関係でも通信の秘密を保護すべき妥当な理論的根拠があるのかについては慎重な検討が必要であり、通信の秘密の保護の焦点を国民個人の利益のみに当ててしまうことは避けるべき。</p>	考え方 2－1
<p>本中間報告書案は、憲法上の通信の秘密の保護は、単に表現の自由やプライバシーの保護だけではなく、①私人による侵害に対する通信の秘密の保護や、②国民が安全・安心に通信を利用できるような通信制度の保障による国民の通信の自由の確保をも含むという理解を前提としていると理解している。しかし、①について、仮に憲法が私人間にも直接適用されるとする趣旨であれば、それは最高裁判例（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁、最高裁昭和 56 年 3 月 24 日民集 35 卷 2 号 300 頁等）との乖離がある。</p> <p>②については、具体的にはどのような通信制度が制度的に保障されているのかについては未だ議論が収束しておらず（宍戸常寿「通信の秘密に関する覚書」長谷部恭男ほか編『高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相 下』（有斐閣、2013）503 頁）、本中間報告書案で当然の前提とできるほど固まった定説はないと理解している。そのため、通信の秘密保護の趣旨を「国民が安全・安心に通信を利用できるような通信制度の保障」と理解することが、議論の出発点として妥当な理論的根拠があるものか、慎重な検討が必要である。</p> <p>むしろ、米国通信品位法の意義等に照らすと、通信の秘密の保護は、通信内容への監視や介入をよしとせず、むしろ通信サービスに関するプラットフォーム事業者に対する一定の免責・責任制限の根拠となり得るものであると理解している（海野敦史「他人間の通信への関与者の法的責任」InfoCom Review Vol. 69 (2017) 4 頁、12-13 頁）。すなわち、通信の秘密をプラットフォームサービスとの関係でも保護することと、プラットフォームサービスに特定の情報を削除する又は拡散させないよう求めることは、究極的には矛盾し得る要請であることに留意する必要があるが、本中間報告書案では、そのような方向</p>	<p>第 2 章第 1 節 1. に示したとおり、「電気通信事業法の通信の秘密の保護規定は、これによって電気通信事業者を含めて何人からも通信がみだりに侵害されないよう利用者の通信を保護し、もって利用者が安心して通信を利用できるようにすることで、表現の自由や知る権利を保障するとともに、電気通信ネットワークや通信制度そのものへの利用者の信頼を確保し、多様なサービスやビジネスの実現による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保を図ることが、その意義であると考えられる」ため、通信の秘密の保護の焦点を国民個人の利益のみに当ててしまうことは避けるべきとのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、M2M 通信等のご指摘についても、第 3 章第 2 節 2. (2) に示したとおり、「M2M 通信の中には利用者のプライバシーに直接</p>

<p>性が検討された形跡はなく、プラットフォーム事業者の責任を基礎付ける根拠としてのみ偏向的に検討されている。プラットフォーム事業者との関係でも通信の秘密を保護すべき妥当な理論的根拠があるのかについては、慎重な検討が必要である。</p> <p>また、通信の秘密の保護は、国民という個人の安全・安心が問題となる通信だけでなく、事業者や機器間で行われる通信との関係でも問題となるところ、事業者間や機器間の通信（M2M通信）内容についても、それらには営業秘密としての保護があることや、それらの通信との関係では通信の秘密の保護を通じた表現の自由やプライバシーの保護が妥当しないこと等も広く視野に入れつつ、どのような範囲で規律を及ぼすべきなのか検討する必要がある。プラットフォーム事業者に対する規制を見据えるあまり、通信の秘密の保護の焦点を国民個人の利益のみに当ててしまうことは避けるべきと思われる。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>「関わらないものもあり得るところ、M2M通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方についても検討することが適當」としており、「通信の秘密の保護の焦点を国民個人の利益のみに当ててしまうことは避けるべき」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>意見2－2 他国の執行管轄権侵害を避ける必要性等を踏まえた日本の執行管轄権の限界に鑑み、「国内において行われている事業」にのみ電気通信事業法が適用されてきたという経緯があると考えられるが、国内に電気通信設備も拠点も持たない事業者にも同法を適用し、実効的に執行する場合には、規制のどの範囲について域外適用を行うか等、慎重な検討を要する。</p>	<p>考え方2－2</p>
<p>従来の電気通信事業法の運用（国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者には、日本国内の利用者に向けてサービスを提供する場合であっても規律が及ばない、との運用）がなされている背景には、他国の執行管轄権を侵害することを避ける必要性などを踏まえた日本の執行管轄権の限界に鑑み、「国内において行われている事業」にのみ電気通信事業法が適用されてきたという経緯があるものと考えられる。そして、このような経緯は、我が国の法令全般に見られる傾向であると理解している。</p> <p>電気通信事業法に基づく規制の運用の変更や法整備によって、国内に電気通信設備も拠点も持たない事業者にも同規制を適用し、実効的に執行する場合には、規制のどの範囲について域外適用を行うのかの検討も含め、国際法に抵触する執行管轄権の行使とならないか、他法令における取扱いとの対比も</p>	<p>第6章に示したとおり、「利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に關し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行の確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべ</p>

含め、慎重な検討を要する。	【西村あさひ法律事務所】 き課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。
意見2－3 ネットワーク事業者は、利用者の通信の秘密を侵害することを懸念し、ログデータを記録、確認、分析することが難しいため、伝送ログ情報や関連メタデータを通信内容とは異なる形で扱い、通信の秘密の保護違反にならないことを明確にすべき。	考え方2－3
中間報告書は、電気通信事業法における通信の秘密の保護と、通信の秘密に違反する例（知得、窃用等）について説明しています。電気通信事業法制定以降の著しい技術進歩を鑑みると、利用者保護のために設計された規則が、今日においてはサイバーセキュリティ確保に対する課題を呈している面があります。電気通信事業法は、マルウェア発見の際にステークホルダー間で情報共有することを制限しています。具体的には、ソフトウェア会社が、悪意のある送信により感染したコンピュータを発見し、ネットワーク事業者と情報を共有することで、更なる悪意のある送信をタイムリーに遮断しようとする時、ネットワーク事業者は、利用者の通信の秘密を侵害することを懸念するため、ログデータを記録、確認、分析することについて困難に直面します。通信内容とメタデータを同様に扱うと、新たなサイバーセキュリティインシデントへの対応を目的とした関連情報のタイムリーな共有を遅らせ、有害な結果を招きかねません。BSAは、伝送ログ情報や関連メタデータを、通信内容とは異なる形で扱うことを推奨します。このような場合には電気通信事業法が定める通信の秘密の違反にならないことを国内のネットワーク事業者に対して明確にするような電気通信事業法の改正を行えば、様々な分野の事業者がデジタル証拠を共有し、利用者の安全を確保するために協働する能力を高めることができます。従って、貴省による電気通信事業法の改正は、利用者情報保護だけでなく、日本におけるサイバーセキュリティ能力強化にも重点を置くべきです。	第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。
意見2－4 国内に拠点も電気通信設備も有さずにサービスを提供する場合に電気通信事業法が適用されないという枠組は基本的かつ適切なものであるから、国内に拠点がな	考え方2－4

<p>い者に対して無制限に同法を適用することは避けるべきである。</p> <p>国内に拠点も電気通信設備も有さずにサービスを提供する場合には電気通信事業法が適用されないという枠組みは、基本的かつ適切なものである。国内に拠点がない者に対して無制限に電気通信事業法を適用するとい立つけを各國が取るようになれば、グローバルに事業を展開する企業に対して混乱を招き、全ての国の法律に準拠することが出来ない又は困難な状況を作り出すため、避けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>第3章第2節1.(2)に示したとおり、「我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を適用することにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようになることが適當」と考えます。また、第3章第2節4.(2)に示したとおり、「電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、(中略)電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図っていくことが適當」と考えます。</p>
<p>意見2－5 事業者の競争環境及び消費者保護の観点から、国内事業者・海外事業者間のイコールフッティングが図られることが重要。</p>	<p>考え方2－5</p>
<p>国内の電気通信事業者は、通信の秘密やプライバシー保護にかかる法規制を厳格に遵守しながら事業展開を行っている。一方、現在の電気通信事業法では、「国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者」に対して、同法の規律の適用がなされていない。</p> <p>事業者の競争環境及び消費者保護の観点から、国内事業者・海外事業者間のイコールフッティングが図られることが重要であり、所要の法改正が行われることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【LINE株式会社】</p>	<p>本中間報告書(案)の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>電気通信事業法の域外適用については、海外事業者に対して日本国内における国内管理人/代理人の設置を義務付けるなど、実効性ある執行を確保する観点から、引き続き検討が行われることが必要である。</p>	
<p style="text-align: right;">【一般財団法人 情報法制研究所】</p> <p>意見 2－6 憲法 21 条 2 項後段の趣旨として、プライバシー保護とは別に、「通信制度の保障による通信の自由の確保」を独立的に扱うことは、伝統的解釈よりもその趣旨を拡張する立場に立つもののように思われるが、その理解でよいか。そうであれば伝統的解釈よりも拡張する必要性及びその理由を説明すべき。</p>	<p>考え方 2－6</p>
<p>憲法 21 条 2 項後段の趣旨は、プライバシー権利の保護（及び表現の自由の確保）に求めるのが少なくとも伝統的解釈と理解している（芦部信喜説・佐藤幸治説）。通信設備が国家の重要インフラであることについて異論はないが、憲法 21 条 2 項後段の趣旨として、プライバシー保護とは別に、「通信制度の保障による通信の自由の確保」を独立的に扱うことは、伝統的解釈よりもその趣旨を拡張する立場（海野敦志先生等の見解）に立つもののように思われるが、その理解でよいか。</p> <p>仮に、そうであれば、伝統的立場よりも拡張する必要性及びその理由をご説明頂きたい。また、そこにいう「通信」の意味内容（例えば、佐藤幸治先生は、「通信の秘密」における「通信」には公然性を有する通信は含まれないとしているが、中間報告書（案）（以下「本案」という。）の立場はそれとは異なるものか否か）について広く議論すべきように思われる（当該解釈によってはプラットフォームサービスだけではなく、他の通信事業も含め、多くの事業に影響が生じうるため）。</p>	<p>第 2 章第 1 節 1. は情報通信行政を担う総務省に設置されている研究会としての立場から、通信の秘密の保護の趣旨・考え方を比較法的視点も含め整理したものです。</p>
<p>意見 2－7 電気通信事業法上、通信事業者には通信制度を保障する責務が課されるのではあれば、サイバー攻撃等の利用者の通信サービスを妨げる事象の排除を行う権利を認め、当該権利行使のために必要な行為は「通信の秘密」の侵害ではないとの解釈を法律ないしガイドラインにおいて明文化すべき。</p>	<p>考え方 2－7</p>
<p>「通信制度の保障、通信の自由の確保」が電気通信事業法によって法律レベルで具体化されていると</p>	<p>第 6 章に示したとおり、「電気通信サービ</p>

<p>することは電気通信事業法上、通信事業者に通信制度を保障する責務が課されるとの解釈に至るようと思われる。そのような責務を通信事業者に課すのであれば、当該責務を履行するための手段（通信サービスを安定的に提供するという責務を果たすために必要な手段）も付与する必要があると考えられるし、既に現行法の一部（迷惑メール防止法、プロバイダ責任制限法）において、そのような発想は表れている。</p> <p>かかる手段として、具体的には、通信ネットワークの安定的維持・管理のために、利用者による通信サービス利用を妨げる事象等のサイバー攻撃の排除を行う権利を認め、当該権利行使のために必要な行為は「通信の秘密」の侵害ではないとの解釈を可能にするような法律ないしガイドラインによる対応を行うべきと考える。</p> <p>その際、国際的な調和を図る観点から、海外法制もご参照いただきたい。特に、米国や英国ではメタデータが別扱いとされていることにご配慮を頂きたい（米国について the Stored Communications Act (18 U. S. Code Chapter 121)、英国について Investigatory Powers Act 2016）。</p> <p>なお、現在の法律の枠組みにおいても、サイバー攻撃者に対する積極的な防御を行う場合には、刑法上の正当行為、正当防衛又は緊急避難に該当するために違法性が阻却され、例外的に通信の秘密を侵すことが許容されるとの整理も考えられる。しかしながら、法律ないしガイドラインにおいて明確にされない限り、萎縮効果により、通信事業者によるサイバー攻撃者への対応が適切に行われないおそれが考えられるため、明文化をご検討頂きたい。</p>	<p>ス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
---	--

2. 電気通信事業における個人情報の保護	【弁護士】
<p>意見 2-8 総務省において、通信の秘密に該当する情報の取得・利用が契約約款に基づく事前の包括同意でも許容される条件が示されているガイドライン等も存在するところ、これらを含めた一元的なガイドラインを策定することを検討すべき。</p>	<p>考え方 2-8</p>

<p>総務省による「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」の第1次～第3次とりまとめ及びこれらを受けて作成された「電気通信事業者におけるサイバー攻撃等への対処と通信の秘密に関するガイドライン」（インターネットの安定的運用に関する協議会）も存在するところ、これらにおいては、通信の秘密に該当する情報（IPアドレス、通信パケットの内容、接続ログ等）の取得・利用が契約約款に基づく事前の包括的同意でも許容される条件が示されている。これら（少なくともこれらに示されている基本的な考え方）を含めた一元的なガイドラインを策定することをご検討頂きたい。</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>意見2－9 ゼロ・レーティングサービスについても利用者のパケット分析が通信の秘密の侵害に当たる可能性が指摘されているところ、当該サービスの提供にあたり契約約款に基づく事前の包括的同意で許容されるとの整理であれば、併せて一元的なガイドラインとすべき。少なくとも、通信の秘密の侵害に当たらないか等の問合せを行う際の窓口を一本化すべき。</p>	<p>考え方2－9</p>
<p>ゼロ・レーティングサービスについても、利用者のパケット分析が通信の秘密の侵害に当たる可能性が指摘されている（ネットワーク中立性に関する研究会・中間報告書案31、34頁）。当該サービスの提供にあたり、個別具体的な明確な同意を取得することは現実的ではないと思われるところ、契約約款に基づく事前の包括的同意でも許容されるとの整理であれば、これも併せて一元的なガイドラインとすることをご検討頂きたい（少なくとも、年内目途のとりまとめが予定されている「ゼロ・レーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針」が対象にする情報と、本研究会が対象とする「利用者情報」との関係を明らかにして頂きたい）。</p> <p>なお、仮にガイドラインの一元化が難しいという場合であっても、通信の秘密の侵害にあたらないか、及び適切な同意取得の方法について、問い合わせを行う際の担当窓口を一本化して頂きたい。これまでにも通信の秘密に関しては様々な照会を受けてきたが（そして、外国事業者の場合、理解してもらうには非常に苦労してきたが）、近時、自動運転関連に関する技術開発や新規事業の検討に関連して、運</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

転中のデータ取得が通信の秘密の保護とどのような関係に立つかについて検討を要する場面が増加しており、今後の IoT・5G の社会においては、同種の場面がより多数生じると思われる。こうした新たな産業・技術が円滑に発展するためには、統一的な解釈・窓口の存在が非常に重要であると考えている。

【弁護士】

第2節 IoT 化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状

1. 利用者情報を始めとするデータの流通量の飛躍的増大

意見 2－10 国内事業者による重大な利用者情報の流出事案も起こっており、国外事業者一般を対象にした法政策を検討する上で、国外の特定事業者による利用者情報の流出事案だけを過度に重視すべきでなく、通信の秘密の保障についても直接の法執行ではなく事業者による自主的な対応によって実現すべき。

サイバー空間とフィジカル空間を跨いだプラットフォームサービスの誕生は容易ではない。また、そのようなサービスは同種のサービスと常に激しい競争に晒されているから、競争に勝ち残るべく不断の投資を行い品質を改善し続けることが要求される状況にある。このように、本中間報告書案が前提とする事実認識はプラットフォームサービスが直面する激しい競争を考慮できておらず、実態に即していないおそれがあり、その正確性については慎重な検討が必要である。

また、国外に拠点を置く事業者による利用者情報の流出事案だけでなく国内事業者による重大な流出事案も起こっており、我が国国内で活動する国外事業者一般を対象にした法政策を検討する上で、国外の特定事業者による情報漏洩事件だけを、我が国国内で活動するプラットフォーム事業者一般に関する法政策の検討の際に過度に重視すべきではない。

加えて、通信の秘密の保障は、政府による直接の法執行ではなく、むしろ事業者による自主的な対応によって実現してきたという経緯があるところ(宍戸常寿「通信の秘密に関する覚書」長谷部恭男ほか編『高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相 下』(有斐閣、2013)519 頁)、そのような経緯を踏

考え方 2－10

第 6 章に示したとおり、「利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行の確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。

<p>まえてもなお、それを変更するほどの重要な立法事実があるかについての慎重な検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	
<p>意見2－11 本報告書案は、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる」ことを指摘しているが、実際に日本の利用者情報の取扱いについてどのような問題点があったのか明らかにしておらず、法改正を提案する検討として不十分である。</p>	<p>考え方2－11</p>
<p>本案は、「国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる」ことを指摘しているが、それについて、何件くらいあり、また、実際に日本の利用者情報の取扱いについてどのような問題点があったのか明らかにしておらず、法改正を提案する検討として不十分である。まずは、日本の利用者情報の取扱い具体的な問題が何であったかや影響範囲を明らかにして、その対応策として何が適切かを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>「国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる」旨の記述は、「そうした状況において、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも十分に明らかにされていないとの声もあり、利用者の不安・懸念がさらに高まっている」ことを示す事情の1つとして記述しているものであり、そのほか第2章に記述している現状を踏まえて、法整備を視野に入れた検討をはじめとする提言を行っているものです。</p>
<h2>2. 産業・ビジネスのレイヤ構造化を始めとする市場構造の変化</h2>	
<p>意見2－12 市場構造や競争環境の変化は、新たな競争関係の発生や市場競争の活性化を通じた課題解決の促進につながる可能性があることに留意すべき。また、民間営利企業のサービスを社会基盤として位置付けることは、当該企業に公益的な社会基盤としての行動を求めるのと同時に、それに伴い市場における独占的地位の保障など一定の特権を付与することにもなりかねないことから、本中間報告書案が前</p>	<p>考え方2－12</p>

<p>提とする事実認識が実態と相反するおそれがあり、妥当でない。</p>	
<p>本中間報告書案では、市場構造の変化に伴い既存の競争環境が変わるという認識を示しており、重要な指摘と思われる。他方で、この点は、必ずしも新たな規制の必要性を示唆するものではなく、むしろ新たな競争関係の誕生や、それを通じた既存の競争環境も含めた全体的な競争の活性化を生み、市場原理による課題解決が促進される面があることも積極的に考慮していく必要がある。</p> <p>民間営利企業のサービスを社会基盤として位置付けることは、当該企業に公益的な社会基盤としての振る舞いを求めるのと同時に、それに伴い市場における独占的地位の保障など一定の特権を付与することにも繋がり得る論点であることに留意が必要である。そのため、この点は本中間報告書案が目指す競争環境を基礎付けるポイントにはならず、むしろそれと相反するおそれがある点であり、妥当ではない。</p>	<p>プラットフォームサービスを取り巻く事実認識は本章に示したとおりであり、ご指摘の点は当たらないと考えます。</p> <p>なお、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保の検討に際しては、第3章第1節に示した3つの基本的視点として政策対応を図っていくことが適当と考えます。</p>
<p>意見2－13 Society5.0 の実現に向け、イノベーションの源泉である越境データの自由な移転の原則的確保が重要であるところ、これに矛盾するような規制は避けるべき。</p>	<p>考え方2－13</p>
<p>Society5.0 の実現に向け、イノベーションの源泉である越境データの自由な移転の原則的確保について、日本は世界で主導する立場にあり、本案及び今後の政策がこれに矛盾するものとならないようにしていただきたい。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>【有限会社テック・ステート】</p> <p>第3章第1節に示したとおり、「プラットフォームサービスは新たなサービスの創出を促し、イノベーションを促進するための社会基盤として今後更に重要な役割を果たしていくと考えられることから、利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保を図ることにより、プラットフォーム機能によるユーザの便益の最適化が図られること」を基本的視点の一つとして、政策対応を図っていくことが適当と考えます。</p>

3. グローバルなプラットフォーム事業者の台頭に伴う、利用者情報のグローバルな流通の進展	
意見2－14 本報書案では、日本において国外のプラットフォーム事業者のプレゼンスが大きくなっているというが、何を基準にプレゼンスを測定し、規制の根拠とするのかを明らかにしなければ事業者の予測可能性を害することから、プレゼンスが意味する内容（市場シェア等）を具体的に明らかにすべき。	考え方2－14
<p>仮に限界費用がゼロに近いプラットフォームサービスが存在したとしても、同様の性質を持つ他のサービスと比較してよりユーザーからの支持を得て市場競争を生き残るために、不断の投資活動が必要であるから、ビジネスを比較的容易に拡大させやすいという事実認識は実態に即していない。</p> <p>また、日本において国外のプラットフォーム事業者のプレゼンスが大きくなっているというが、何を基準に「プレゼンス」を測定し、規制の根拠とするのかを明らかにしないと、事業者にとっての予測可能性を害し、萎縮効果を招く。「プレゼンス」が意味する内容（市場シェア等）について、具体的に明らかにすることが必要と思われる。加えて、仮に日本において国外のプラットフォーム事業者の何らかのプレゼンスが大きくなっていたとしても、それは競争を通じてユーザーの支持を得た結果であること、また、かかるプレゼンスは常にユーザーによる選択に依存しており、固定的なものとはいえないことも考慮する必要がある。</p>	第2章第2節の「IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状」に示したとおりです。
4. 利用者情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まり	
意見2－15 国が安易に市場競争に介入することは、優れたビジネスモデルの考案・開発インセンティブを抑制し、イノベーションの機会を喪失させることになりかねないことに留意すべき。	考え方2－15
データには①複数の者が同時に同じデータ入手・利用することが法的に妨げられない（非排他性）、②あるデータには多様な入手源が存在し、かつ、あるサービスの実現に必要となるデータの種類やその組み合わせは多数存在する（代替性）、③基本的にはタイムリーに利用されてこそ付加価値を発揮でき陳腐化が早い（時宜性）等の特徴がある。また、データやAIを活用したビジネスにおいてはデータの質	第3章第1節に示したとおり、「自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること」を基本的視点の一つ

<p>や分析手法、そのビジネスアイディアが非常に重要であり、実際にも活発な競争が行われている。これらのほかに、近時のクラウドコンピューティングサービスの普及に伴うハードウェア・ソフトウェアコストの低減や、企業による無料のオープンソースツールの提供を通じた業界全体の技術水準の向上といった市場環境の実態を踏まえれば、インターネット業界で「データの寡占化」と呼べる状況が生じる場合は極めて限定的であり、後発企業の参入コストは低下傾向にある。実際に、当初保有データ量やユーザー数で劣っていた新規参入者が、革新的なビジネスアイディアを用いて既存企業を短期間で圧倒している例もある。むしろ、安易に市場競争に介入することは、優れたビジネスモデルの考案・開発インセンティブを抑制し、イノベーションの機会を喪失させることになりかねないことに留意すべきである。</p>	<p>として挙げ、これにより政策対応を図っていくことが適当と考えます。</p>
<p>意見 2－16 データ寡占については、プラットフォーム事業者が事業活動の中で取得してきた情報の持つ商業的価値の大きさ等を総合的に考慮した上で検討を進めるべき。</p>	<p>考え方 2－16</p>
<p>データ寡占については、プラットフォーマーが事業活動の中で取得してきた情報の持つ商業的価値の大きさ、それに伴い生じる新規参入障壁の度合い、競争政策上の課題などを総合的に考慮した上で検討を進める必要があると考える。</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<h2>5. パーソナルデータ提供等に係る利用者意識の変化</h2>	
<p>意見 2－17 情報流出事案が起った国外よりも、そのような流出事案が起こっていない国内の利用者の方が「不安感」が大きいという調査結果は、流出事案と「不安感」との間に相関関係がないことを示しており、プラットフォーム事業者への規制導</p>	<p>考え方 2－17</p>

<p>入を十分に根拠付ける立法事実とは言いがたく、慎重な検討が必要。</p> <p>中間報告書案が引用している、国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の流出が起こった米国、英国等に比べて、そのような流出事案が起こっていない日本の方が不安が大きいという調査結果は、そのような流出事案と利用者の「不安感」なるものとの間に相関関係がないことを示している。そのため、国外のプラットフォーム事業者による海外での利用者情報の流出事案の存在は、全ての国外のプラットフォーム事業者の規制の必要性を基礎付ける事情としては適当ではないおそれがあり、慎重な検討が必要である。</p> <p>国外の特定事業者による情報漏洩事件だけを、我が国国内で活動するプラットフォーム事業者一般に関する法政策の検討の際に過度に重視すべきではない。また、日本国内の事業者による利用者情報の大規模流出事案も観察されており、国外事業者のみが殊更に利用者の不安・懸念を助長しているとはいえない状況にあることも適切に踏まえる必要がある。現存の法制度では利用者情報の流出に対して適切に対応できないといえる程の立法事実が、日本国内の蓄積としてどこまであるのか、慎重に検討することが望ましい。</p> <p>そもそも、利用者において事業者の個人情報の取扱いに対する不安感が高い場合、利用者はより個人情報を保護する事業者を選択するはずである(例えば、タクシー会社が利用者からの非難を受けアプリケーションを通じた情報収集を取りやめた事例もある。)。ネットワーク効果はサービス間の乗り換えを加速し競争を促進する方向にも作用すれば、市場競争を通じて個人情報の保護を適切に行わない業者が淘汰される可能性についても十分に検討した上で規制の必要性の有無を議論することが必要である。</p>	<p>プラットフォーム事業者情報管理態勢に対するユーザの懸念は、本項に示したとおりであり、利用者情報の適切な取扱いの確保の必要性を裏付けるものと考えており、ご指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>意見 2—18 利用者獲得を巡る市場競争の結果として、既に事業者がそのサービスの透明性を高める措置等の自主的な取組を行っていること等も考慮した上で、利用者情報の活用メカニズムが利用者・事業者双方にとって有用なものとなるためには、事業者に対する一方的な規制だけでなく利用者側のリテラシーの向上も欠かせない</p>	<p>考え方 2—18</p>

<p>いことに留意すべき。</p> <p>利用者情報の活用メカニズムについて、利用者獲得を巡る市場競争の結果として、既に事業者において自主的に透明性を高める取り組みや、利用者が当該利用者の情報に対するユーザーコントロールを及ぼすことのできる仕組みの整備がなされていることも十分に考慮すべきである。そうであるにもかかわらず、事業者に営業秘密の開示に繋がる等の過度の負担を伴う情報公開を義務付ける等の規制を課すことは、社会的利益をもたらすプラットフォームサービスの成長やイノベーションを阻害することとなるため、妥当でない。</p> <p>むしろ利用者情報の活用メカニズムが利用者・事業者双方にとって有用なものとなるためには、事業者に対する一方的な規制だけでなく、利用者側のリテラシーの向上も欠かせないことに留意すべきである。単に「分かりにくい」という理由のみで特定のビジネスモデルの採用を制限することとなる規制を行うのではなく、利用者に求める行為と、事業者に求める行為について、適切なバランスを追究することが、社会に重要な利益をもたらすプラットフォームビジネスにとっても持続可能な事業環境を提供し、ひいては我が国社会の発展に資すると考えられる。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>本検討は、事業者に営業秘密の開示に繋がる等の過度の負担を伴う情報開示を義務付ける等の規制を課そうとするものではなく、当該ご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>なお、第3章第2節3.(2)に示したとおり、「各プラットフォーム事業者は、自らが提供するサービスができるだけ多くの利用者に受け入れられるよう、サービスの魅力を高めようとするが、サービスによっては、また、事業者によっては、サービスの魅力を高める一環として自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするという面もある」と考えます。</p> <p>また、同節で示したとおり、「利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性を踏まえつつ、新たなサービス・ビジネスの創出を巡る市場動向、さらには規律のグローバルスタンダード化の観点を勘案し、諸外国のプライバシー保護に係る制度の動向も参考にしながら、今後引き続き検討していくことが適当」と考えま</p>
--	---

	す。
<p>意見 2－19 各通信ごとに利用者の同意を必要とするような規制であれば、利用者に高頻度の同意を強いることになり、「同意疲れ」に拍車をかける結果となること、「同意疲れ」についても利用規約に無関心である利用者は保護に値しないことにも留意した上で、利用者と事業者がそれぞれ求められる行為について適切なバランスを検討すべき。</p>	<p>考え方 2－19</p>
<p>本中間報告書案は、「同意疲れ」の問題は、事業者側のサービスの透明性やアカウンタビリティの確保の不足のみに起因するかのように指摘している。</p> <p>しかしながら、そもそも、例えば同様の目的及び態様において繰り返し提供されるような自動化されたサービスにおいても、通信に関する情報を利用するものである限り、各通信ごとに利用者の同意を必要とするような規制であれば、法律により利用者に高頻度の同意を強いることになり、「同意疲れ」に拍車をかける結果となりかねない(実際に、厳格なデータ保護法制の下では既にそのような現象が見られている)。そのため、必要とされる同意の取得方法についても事前の包括的同意の取得にて足りるとする等、合理的かつ明確なものにする必要がある。</p> <p>また、いわゆる「同意疲れ」についても、およそ利用規約に無関心である利用者は保護に値しないと考えられることにも留意する必要がある。すなわち、利用者に求める行為と、事業者に求める行為について、適切なバランスを追究することが、社会に重要な利益をもたらすプラットフォームビジネスにとっても持続可能な事業環境を提供し、ひいては我が国社会の発展に資すると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	<p>第3章第2節2.(2)に示したとおり、「利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性を踏まえつつ、新たなサービス・ビジネスの創出を巡る市場動向、さらには規律のグローバルスタンダード化の観点を勘案し、諸外国のプライバシー保護に係る制度の動向も参考にしながら、今後引き続き検討していくことが適当」と考えます。</p>
<p>同意しない場合、サービスを受けれない場合が多いが、実際には多くの国民がそれを読まずに同意していることから、不同意を標準とする OptIn とすること、また弁護士などの法律家が監修した容易に読める概要を読みチェックをいれることで同意できるシステムとすることはできないものか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 2－20</p>

<p>進め、自主規制・共同規制を進めることに注力すべき。また、通信の秘密の確保とイノベーション促進のトレードオフに留意し、同意の在り方を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国事業者による日本の消費者の苦情処理が十分でないとの問題意識が掲げられているが、外国事業者でも責任をもって日本の消費者対応をしている事業者は多く存在します。いかにして外国事業者を日本の規制に従わせるかよりも、日米間の官民対話を進め、自主規制・共同規制を進めることに注力すべきだと考えます。 ・報告書案にもあるように、イノベーションの促進は重要であり、通信の秘密の確保とイノベーションの促進の間にあるトレードオフに留意し、同意の在り方を検討すべきです。 ・報告書案において同意疲れが言及されていますが、細かすぎる同意はユーザーが自身と事業者双方の権利を理解することなく同意してしまうことも考えられ、ユーザにとって有益とは限らないことを考えるべきです。 ・とりわけプライバシーに関連して、過度に規範的で形式的な法律や規制を採用すべきでないと考えます。技術は急速に進化するため、法律は技術の変化に適応できるだけの十分な柔軟性がなくてはなりません。プリンシップルベース・アプローチ（原則主義な考え方）を活用することにより、すべての関連当事者に十分な保護と義務があることを保証しつつ、この柔軟性と適応性を可能にできると考えます。 ・日本国内の事業者による利用者情報の大規模流出事案も起こっており、外国事業者のみが殊更に利用者の不安・懸念を助長しているとはいえない状況にあることも適切に踏まえる必要があります。 	<p>第6章に示したとおり、「利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に關し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行の確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
【在日米国商工会議所】	

第3節 欧米等における利用者情報の保護等を巡る動き

1. GDPRによる利用者情報の保護

<p>意見2－21 国際的なハーモナイゼーションの取組を考えれば、個人情報保護法の取組で対応を行うべきであり、電気通信事業法の改正により対応を行うべきではない。</p> <p>GDPR、CaCPA等米国の動向、その他国際的なハーモナイゼーションの取り組みを考えれば、個人情報保護法の枠組みで行うべきであり、電気通信事業法の改正により対応を行うべきもの</p>	<p>考え方2－21</p> <p>第2章第2節2.（2）に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサー</p>
---	--

ではない。

【有限会社テック・ステート】

ビスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり（電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い。）、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいくことから、専ら個人情報保護法の枠組等により解決すべき問題とのご指摘は当たらないと考えます。

また、今後の検討に当たっては、第3章第1節で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当と考えます。

意見2－22 プラットフォームサービス内で生じた重大な権利侵害について、責任を負うべき個人や組織を特定し連絡するための協力を求めて、プラットフォーム事業者は対象者のプライバシーや個人情報の保護を理由に十分な協力をしてこなかつたが、権利者が自らの権利保護のため、権利侵害に関与している個人等の情報を取得することをプラットフォーム事業者が妨げないようにすべき。

考え方2－22

<p>i. JIMCA は、プラットフォームサービスを対象とするプライバシー法の制定、整備及び施行を通じて、個人のプライバシー及び個人情報が尊重され保護されることを確信しています。</p> <p>ii. しかし、総務省は、映画やテレビのコンテンツにおける著作権侵害という文脈において、プライバシーの問題がどのように生じているのかも考慮する必要があります。プラットフォーマーはユーザーのプライバシーが保護されるべき場合について、また著作権の権利行使が優先されるべき場合について、それがいつ、どこでなされるべきかの決定を不得意としています。しばしば、プラットフォーマーは一般ユーザーの個人情報や個人データを適切に保護することに失敗してきました。また、同時に、権利者がプラットフォーマーに対して、プラットフォームサービス内において生じた重大な権利侵害の責任を負うべき個人や組織を特定し、連絡するための協力を求めて、プラットフォーマーは対象者のプライバシーや個人情報の保護を理由に十分な協力をできませんでした。</p> <p>iii. 映画業界やテレビ業界における権利者は、自らの権利保護のため、侵害行為を行っている個人や組織を正確に特定して連絡する必要があります。この文脈において、プラットフォーマーは、権利者に協力しない根拠として、プライバシーの保護を対立する正当な利益として用いるべきではないのです。現在のアプローチは、プラットフォーマーに加え、プラットフォームサービス内で発生した重大な権利侵害の責任を負うべき個人や組織に対しも、プライバシーの保護を口実に使うことを許容しています。匿名の違法行為者の情報については、通常のインターネットユーザーの個人情報や個人データとは異なる取扱いをしなければなりません。</p> <p>iv. 総務省は、GDPR が「自然人」に関する個人情報にのみ適用され、同規則が、正当な利益の目的のため必要がある場合については、個人情報の収集及び開示を適法と認めていることに留意すべきです。正当な利益には、公安、法の執行と調査、権利や契約の執行、法的義務の履行、サイバーセキュリティ、及び詐欺防止が該当し得ます。GDPR は、当該組織の国籍や主要な事業所の所在地にかかわらず、ドメイン名の登録者である会社、事業者、又はその他の合法的な組織に関する情報を保護していません。</p> <p>v. ドメイン名の登録者についての連絡先情報を含む WHOIS データは、商用インターネットの黎明期</p>	<p>本研究会は、「電気通信分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討するものであり、ご指摘の事項は、直接の検討の対象外です。</p>
---	--

<p>からオンラインセキュリティと安全性の重要な基盤となっています。WHOIS データの情報へのアクセスは、以下の点にとって重要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 透明性、説明責任、さらには利用者がオンライン環境において自らのデータを共有しても構わないと思えるような利用者の信用を確保すること 2) 知的財産の盗用だけでなく、性的人身売買、麻薬の違法な販売、サイバー攻撃、及び個人情報の不正取得など、利用者をオンラインの違法行為から保護すること 3) インターネット通信、商取引及び創造性を促進するために必要な適切なオンライン環境を維持すること <p>vi. 残念なことに、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN)は、EU の GDPR を遵守するという目的のもとで、一時的な措置を講じました。それは、ヨーロッパだけではなく、アメリカやその他の国においても実施されましたが、不必要的措置で、結果として重要な WHOIS データへのアクセスを制限するという、本来の GDPR の要求を超えるものとなってしまいました。</p> <p>vii. 重要なことは、基本的な WHOIS 情報が公に利用可能であり続けること、そして GDPR が公衆のアクセスを制限するよう要求している、いかなる情報であっても、依然として、合理的かつ適時に、そして効果的なプロセスを通して正当な利益を有する第三者に利用可能にしておかなければならぬということです。権利者の、とりわけ映画やテレビコンテンツの著作権侵害を助長するようなドメイン名の登録者に関する情報の入手を妨げる目的で、プラットフォーマーに GDPR を利用させるべきではありません。</p> <p>viii. JIMCA は、インターネット上の映画やテレビのコンテンツの侵害に関与している個人、会社、事業者又はその他の合法的な組織に関する情報を、権利者が取得することを妨げるためにプライバシー法や関連規制を用いることを禁止するよう総務省に要請します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	
意見 2—23 GDPR では公的機関にも規律が及ぶこと、十分性認定に際しての EDPB の意見書において日本の公的機関によるアクセスの適正性等に懸念が示されていること	考え方 2—23

<p>にも、本研究会で言及すべき。</p> <p>GDPR には公的機関にも規律が及ぶこと、そして十分性認定に際しての EDPB の意見書において、日本の公的機関によるアクセス——例えば捜査押収、通信傍受、捜査関係事項照会——の適正性、比例性、監督体制等に懸念が示されていることにも、本研究会が通信の秘密や利用者情報の保護を検討する以上は、言及するべきと考える。</p>	<p>【個人】</p>	<p>日本政府は欧州委員会に対し、EU から日本の民間事業者へ移転される個人データを、日本の行政機関が収集・使用する場合における、当該個人データの取扱いに係る日本の法制度を説明する文書を発出しておりますので、その趣旨を本中間報告書（案）に記載させていただきます。</p>
2. e プライバシー規則(案)における利用者情報の保護		
<p>意見 2－24 全ての OTT サービスを既存の電気通信事業法の対象とするならば、OTT サービスプロバイダ間の競争を阻害する可能性があるため、OTT サービスへの通信の秘密の保護による規制は合理的範囲で調整すべき。</p> <p>通信の秘密に対する侵害には刑罰が科され、また、通信の性質に応じて表現の自由やプライバシーの保護に対する影響度もまちまちであることなどを踏まえると、通信の秘密の保護による規制を合理的範囲で調整する必要がある。</p> <p>この点について、本中間報告書案は、EU における e-privacy 規則案を参照し、その OTT サービスに対する適用範囲の拡大を指摘している。しかし、もし日本がこれに倣って、全ての OTT サービスを、公衆を保護するように設計された既存の電気通信事業規制の対象とするならば、OTT サービスプロバイダ一間の競争を阻害する可能性があり、その結果として、日本の消費者は低コストで便利なサービスへのアクセスを妨げられ、日本は他の主要国経済に遅れをとることになるおそれがある。また、VoIP アプリのような OTT サービスに対する過度な規制は、電気通信事業者に対する競争圧力を弱める可能性があり、結果として電気通信サービスの向上を妨げることにもなるおそれがある。</p> <p>実際に、各国の OTT サービスをめぐる法整備状況をみると、必ずしも OTT サービスに対してまで積極的に規制を課しているわけではないことにも留意する必要がある。</p>	<p>考え方 2－24</p>	<p>第 6 章に示したとおり、「利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行の確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

- 米国：VoIP サービスを規制しようという試みは、2004 年に FCC によって覆され、VoIP サービスに対してかかる規制はわずかである。
- EU：電話やインターネットアクセスプロバイダーなどの「公共通信ネットワーク」(ECN)は、厳重な規制の対象となっている。一方、ECN 上で提供される「電子通信サービス」(ECS)に適用される規制は大幅に少なく、さらに、双方向音声電話や電子メール、メッセージサービス等の「個人間通信サービス」(ICS)はサービスの通知等に関してごくわずかな規制に服するのみである。
- オーストラリア：「通信事業者」(設備ベースのネットワーク運営事業者)はライセンスを保持しなければならない一方で、「通信サービス事業者」(CSP) (通信事業者のネットワークを利用して通信サービスを提供する事業者)は、はるかに限定的な規制の対象となっている(オーストラリアはさらに電気通信サービスに対して共同規制の仕組みを探っている)。

【西村あさひ法律事務所】

意見 2-25 e プライバシー規則（案）については、非常に強い批判があり、現時点でも発効していないところ、発効していない規則を安易にモデルにすることは国際的なハーモナイゼーション等が害される可能性もあるため、避けるべきである。

E プライバシー規則（案）は、未だ検討中の段階である。制定されていない他の国々の規則を安易にモデルにすることで、日本のイノベーションや他制度への悪影響が生じる可能性がある。また、未策定の段階で自国の制度に取り入れれば、国際的なハーモナイゼーションや相互運用性が害される可能性もあるため、避けるべきである。

【有限会社テック・ステート】

報告書案では ePrivacy 規則案について何度も言及されていますが、総務省と多くのステークホルダーが未だ検討中の事項が解決されるまでは、議論を進めるのは適当ではありません。法律、規制、文化、執行可能性その他多くの要素の違いを考慮すると、ハーモナイゼーションではなく、国際的な相互運用性を目指すほうがより望ましいと考えられます。外国の法規制、特に ePrivacy 規則のように他国で成立すらしておらず有効性も検証されていないものを、性急に持ち込んだり、適応させたりすること

--	--

考え方 2-25

第 3 章第 2 節 4. (2) に示したとおり、「電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図っていくことが適当」と考えます。
--

<p>には、注意が必要です。</p>	<p>【在日米国商工会議所】</p>	
<p>ご案内のとおり、e プライバシー規則（案）については非常に強い反対、批判があり、現時点においても発効しておらず、その発効予定日も定かではない状況にある。また、e プライバシー指令については、ウェブサイト利用者の大多数は、盲目的に同意するか、クッキー利用を知らせるポップアップを無視するに至るだけである等の批判があることも十分に考慮されたい。</p>	<p>【弁護士】</p>	
3. 米国における利用者情報の保護		
<p>意見 2－26 国際的なハーモナイゼーション等の観点から、米国の動向を注視することは重要であり、本報告書案の論点について日米間での対話を深化させるべき。</p>	<p>考え方 2－26</p>	
<p>国際的なハーモナイゼーションや相互運用性の観点から、米国の動向を注視することは重要であり、また、本案の論点に関して、日本にとって重要な貿易パートナーである米国との対話を深化させるべきである。</p>	<p>【有限会社テック・ステート】</p>	<p>ご指摘の諸外国の動向注視をする重要性について、第 3 章第 2 節 4. (2) に示したとおり、「電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図っていくことが適当」と考えます。</p>
4. 韓国における利用者情報の保護		
<p>(意見無し)</p>		
5. 多国間における利用者情報の保護		
<p>意見 2－27 越境データの自由な移転の確保によるイノベーションと利用者情報保護のバランスを十分に考慮し、国際的に調和のとれた制度とすべき。</p>	<p>考え方 2－27</p>	

<p>越境データの自由な移転の確保によるイノベーション及びイノベーションと利用者情報保護のバランスを十分に考慮して、国際的にハーモナイズした制度となるようにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>第3章第1節に示したとおり、「自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること」を基本的視点の一つとして挙げ、国際的なハーモナイゼーションとともに政策対応を図っていくことが適当と考えます。</p>
---	---

第3章 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

第1節 基本的視点(利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランス)

意見 3－1 データ利活用を促進する視点を原則とし、規制については慎重に検討すべき。	考え方 3－1
<p>端末情報等を利用したプロファイリングや行動ターゲティングについては、拙速に法令による規制を行うべきではなく、総務省のAI研究開発原則等の策定や、内閣府による人間中心のAI原則の策定動向のほかに、まずは各事業者の自主規制に基づく対応とその成果を検証した上で、必要な法制・規制が何かを謙抑的に検討する必要がある。</p> <p>そもそも、個人情報保護法上の「個人情報」にすら該当しない利用者情報の活用についてまで、新たに規制を課すことが営業の自由との関係で正当化され得るのかについての慎重な検討が必要である。まず、利用者情報の活用は適切になされれば社会の便益を向上させるものであり、データの利活用についてはこれを促進するとの視点が原則ではないか。その上で、利用者情報の取扱いに関する規制措置が政策目的達成のために必要かつ合理的範囲を超えるか否かの検討に当たっては、利用者の信頼を得られないサービスは市場競争により淘汰され、規制がない場合でも市場競争を通じて電気通信ネットワークや通信制度への利用者の信頼を醸成・確保することは十分に可能と考えられることも、適切に考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	<p>第3章第1節に示したとおり、利用者情報の利活用により新たな便益がもたらされることは踏まえつつも、他方で、利用者が安心してサービスを利用するためには、イノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保することが適当と考えます。</p>
意見 3－2 本中間報告書（案）の基本的視点に賛成。また、事業者の自主的な取組の後押し	考え方 3－2

<p>をするような検討が重要。</p> <p>「プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等の検討に際しては、次の3点を基本的視点として政策対応を図っていくことが適當である」との本報告書案の方向性に賛同します。</p> <p>その中で基本的視点③「自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること」については、健全なグローバル競争やイノベーション促進という目的を達成するため、規制ありきではなく、事業者の自主的な取り組みを後押しするような検討が重要であり、必要に応じて関係者間で適切な整理を図ていくことが有用と考えます。</p>	<p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の「事業者の自主的な取組みの後押し」については、第3章第2節3.に示したとおり、重要な視点と考えており、今後、検討を深めてまいります。</p>
<p>意見3－3 イノベーション促進等の視点から、「通信の秘密」として保護すべきものを安易に拡大しないようにすべき。</p>	<p>考え方3－3</p>	<p>第3章第1節に示したとおり、利用者情報の利活用により新たな便益がもたらされることは踏まえつつも、他方で、利用者が安心してサービスを利用するためには、イノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保することが適當と考えます。</p> <p>ご意見については、第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた</p>
<p>本案は、利用者情報の保護（特に通信の秘密の保護）をプラットフォームサービス提供者との観点で謳うものだが、何が通信の秘密の保護の範囲に含まれるかを検討する際には、「通信の秘密」が電気通信役務を提供する者一般に適用されることに十分に留意して頂きたい。すなわち、プラットフォームサービス提供者の規制の必要性に注目することによって、「通信の秘密」として保護すべきものを安易に拡げない（個人情報として個人情報保護法の保護の対象となる事項で足りるものについてまで、別途、通信の秘密も適用される等、安易に通信の秘密に含めない）ようにして頂きたい。</p> <p>特に、イノベーション促進・産業振興を適切に推進するという視点から、(i)現行法上、電気通信役務の定義には「電気通信設備を他人の通信の用に供すること」まで含まれること（そして(a)電気通信設備は「電気通信を行うための一切の物的手段としての機械、器具、線路その他の電気的設備」という広い意味を有し、一つの通信用スイッチも含まれうこと、(b)「他人の通信」には「自己と他人間の通信」も含まれること、(c)通信の秘密の保護は通信事業者としての届出・登録を要しない者にも適用されること）、(ii)近時拡がりを見せるクラウドサービスにつき、当該サービス内に「媒介」に含まれる行為があれば電気通信役務の提供にあたると解されうること（電気通信参入マニュアル[追補版]12</p>		

<p>頁「レンタルサーバやホスティングサービス」参照)、(iii)今後の IoT・5G の社会においては、従来のキャリア以外の事業分野(自動車・産業機器・ホームセキュリティ分野等)の者も電気通信役務を提供する立場になりうることを考慮した上で、(ア)「通信の秘密」の規定の適用を受ける者の範囲、(イ)「通信の秘密」で保護される場合において、その解除のための同意の取得方法・保護されるべき(利用者)情報の範囲や保護の程度等が、それぞれ、適切な政策対応となっているかを検討して頂きたい。(ア)、(イ)について、それぞれ 25 頁に関するコメントとして後述する。)</p>	<p>【弁護士】</p>	<p>整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
--	--------------	--

第2節 各検討項目に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

1. 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方

意見 3－4 域外適用について慎重に検討すべき。	考え方 3－4
<p>日本において国外のプラットフォーム事業者のプレゼンスが大きくなっているというが、何を基準に「プレゼンス」を測定し、規制の根拠とするのかを明らかにしなければ、事業者にとっての予測可能性を害し、萎縮効果を生じる。「プレゼンス」が意味する内容(市場シェア等)について、具体的に明らかにすることが必要と思われる。また、仮に日本において国外のプラットフォーム事業者の何らかのプレゼンスが大きくなっていたとしても、それは競争を通じてユーザーの支持を得た結果であること、また、かかるプレゼンスは常にユーザーによる選択に依存しており、固定的なものとはいえないことも考慮する必要がある。</p> <p>国外の特定事業者による情報漏洩事件だけを、我が国国内で活動するプラットフォーム事業者一般に関する法政策の検討の際に過度に重視すべきではない。また、日本国内の事業者による利用者情報の大規模流出事案も観察されており、国外事業者のみが殊更に利用者の不安・懸念を助長しているとはいえない状況にあることも適切に踏まえる必要がある。現存の法制度では利用者情報の流出に対して適切に対応できないといえる程の立法事実が、日本国内の蓄積としてどこまであるのか、慎重に検討することが望ましい。</p> <p>国内外の事業者に対して等しく法適用を行う必要があること自体には異存はない。しかし、日本国内</p>	<p>第 6 章に示したとおり、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

に拠点がなく電気通信事業法に基づく登録や届出を行っていない電気通信サービスに対しても、既存の電気通信事業法の条文の文言に基づき、実体的には通信の秘密の保護の規制は及んでいると考えることは可能であるから、従来の運用を変更するために法改正は必ずしも必要ではないのではないか。また、個人情報保護法には域外適用の明文規定が存在しており(75 条)、既存の法制によって国民が国外のプラットフォーム事業者を利用して行う電気通信をカバーしている範囲もある。しかし、本研究会では、このような既存の運用及び他法令による規制では国民の電気通信の保護として不十分である根拠について、具体的に検討された形跡は見当たらない。新しい法整備等を検討する前に、まずは既存の運用及び他法令による規制ではなぜ不十分であるのかについての具体的かつ慎重な検討が必要である。

国内にサービスを提供しているという事実だけで、明文で域外適用や国外犯処罰に関する規定を設けることなく、刑罰を伴う業法の適用を認めている他法令は見当たらない(不正競争防止法等は明文で国外犯処罰規定を置いている。個人情報保護法等は明文で域外適用の規定を置いている)。このような他法令との比較の観点からも、通信の秘密の保護の規定を域外適用する根拠の法整備には、慎重な検討が必要である。

仮に、GDPR や個人情報保護法のような標的基準の考え方(第 91 回個人情報保護委員会の配付資料 1 である平成 31 年 3 月 4 日付「個人情報保護を巡る国内外の動向(法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方関係)」

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190304_shiryou1.pdf) は、個人情報保護法の域外適用の理論的根拠を明言しないが、個人情報保護法が標的基準を明示的に採用したことについて、板倉陽一郎「個人情報保護法制の国際的調和」(自由と正義 801 号(2015)31 頁、34 頁)に基づく域外適用の法整備を行うとしても、標的基準がその他の法令で採用されていない現状等も踏まえれば、通信の秘密の保護の局面で採用することが可能なのかについて、慎重な検討が必要である。なお、標的基準は、情報の処理者の行為の性質や意図に着目し、領域内に所在する者の情報を標的とした性質や意図を持った行為に対して立法管轄権を及ぼすものであり(S. Tatiana-Eleni, et al., *EU Internet Law Regulation and*

Enforcement, Springer, 2018, Christopher Kuner et al., *Draft commentaries on 10 GDPR articles (from Commentary on the EU General Data Protection Regulation, OUP 2019)*, bepress, 2019)、およそ当該領域内に所在する者を対象とした行為であれば立法管轄権を及ぼせるという考え方ではないことには留意する必要がある。また、通信の秘密以外の電気通信事業法の規制を域外適用することについても、同様にその必要性、許容性の慎重な検討が問題となることを付言する。

【西村あさひ法律事務所】

- ・ 報告書案では、電気通信事業法について日本で拠点を有していたり事業をしていなくとも、日本に所在する者をターゲットとしてサービスを提供してさえいれば適用される、という標的基準(ターゲット基準)の考え方を取り入れた域外適用等の法整備が提案されています。
- ・ 日本が域外適用の強化を検討することで、他国も対抗して国外事業者に貿易制限的な措置を実施することにつながる恐れがあり、混乱が生じることが懸念されます。
- ・ 報告書案では、「国外のプラットフォーム事業者」をターゲットにしていますが、その定義が定かではなく、「我が国の利用者を対象として」いるサービスを提供する場合についても、仮に日本語や日本円による決済機能を有しておらずとも、日本の利用者が存在する場合もあり、外縁が不明確です。
- ・ 私的な通信は、国外で行われる事実上あらゆるデータ処理活動と結びつく可能性があるため、国外に拠点をおき、国内に電気通信設備を設置しない事業者に法を適用すべきではありません。そのようなモデルは、データを取り扱う外国企業に対して複数の基準を遵守することを余儀なくさせ、相反する基準や不必要的複雑さをもたらすものです。

【在日米国商工会議所】

意見①「法改正によらない域外適用は法文上及び從来の運用上難しいのではないか」

総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル[追補版]第2版」13頁には、「国内に事業を営む拠点を置く者が、国外に設置した電気通信設備(サーバ等)を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供する電子メール」サービスについて、「国外に電気通信設備を設置していたとしても、国内に事業を営む拠点を置く者が国外の電気通信設備を支配・管理していることから、電気通信設

備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供するため、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される」との記載がある。この記載から、反対に、「国内に拠点及び電気通信設備を有さない事業者に対しては、電気通信事業法は適用されない」との見解が、総務省から従前示されてきたと理解しており、従前の運用もこのような見解に沿ったものであると理解している。

そして、従来電気通信事業法において、国内に拠点を有さず、また電気通信設備を有さない事業者に対して適用されないという上記運用が維持されてきた背景には、そのような事業者に対して電気通信事業法を域外適用する文言上の明確な根拠を欠いていたことが決定的であると考えられる(第 62 条等参照)。

具体的には、電気通信事業法の中には、外国法人に適用することを前提としつつも、電気通信事業法に基づく登録や届出義務は課していない条文がある(第 62 条)。また、電気通信事業法には、個人情報保護法のように一定の行為規制の域外適用を行う旨を定めた明文の規定も見当たらない。むしろ実際に、そのような域外適用の明文規定を欠いているために、日本に拠点を有さない事業者には法令の適用が無いことを前提とした対応をしている法令も見当たる(旅行業法等)。

このように、法令の域外適用の検討に当たっては、その法令の文言上の明確な根拠が欠かせないため、域外適用を行う場合には、法改正が必要となると考えられることに留意されたい。

意見②

仮に法改正を行うとしても、他国の執行管轄権と抵触するような域外適用は国際法に違反するものであり、域外適用を認める場合には国際法上の正当化根拠が必須であることから、その点についても慎重に検討してもらいたい。

意見③

また、そもそもこうした国外のプラットフォーム事業者に対する域外適用や規律の実効性の強化を図るには、それを基礎付ける必要性・相当性も必要になるところ、国外のプラットフォーム事業者の中

<p>には真摯に自主的な取組みを通じて実質的に国内法令の適用を受けるのと同等の保護を利用者に対して与えているものも見られるところであるから、日本において、そのような立法事実が真に存在しているのかは、慎重に検討してもらいたい。</p>	
<p>意見3－5 本中間報告書（案）における利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方に関する方向性に賛成。</p>	<p>考え方3－5</p>
<p>我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合において、「国内外の事業者間の公平性を確保し、イコールフッティングを図る観点からも、国内か国外かに関わらず、利用者情報及び通信の秘密等に係る規律が等しく適用されることが適切であると考えられる」との本報告書案の方向性に賛同します。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】 本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定は、国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有さずサービスを提供する者には適用されない運用がなされている。しかし、消費者を保護し、公平・公正な取引環境を確保するためには、電気通信設備を国内に保有しているか否かにおいて規律に差を設けるのは適切でなく、わが国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、当該規律が等しく適用されるべきである。</p> <p>したがって、「政策対応上の基本的方向性」にある「国外のプラットフォーム事業者が、我が国の利用者を対象として電気通信サービスと同様の、又は類似したサービスを提供する場合についても、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うとともに、併せてガイドラインの適用の在り方についても整理することが適当」との方向性に賛成する。</p>	<p>【株式会社 NTT ドコモ】 【経団連情報通信委員会企画部会】</p>
<p>利用者が、安心してサービスを利用するためには、国内でサービスを提供する事業者が、電気通信事業法等を遵守し、通信の秘密に該当する情報、その他利用者に関する情報等を適切に取り扱ってきたように、国外に拠点を置き国内でサービス提供をする事業者においても同じルールの下、適切に情報の取り扱いを行うことが必須であると考えます。</p>	

また、国内の事業者と、国外を拠点とする事業者間における情報の取り扱いにかかる制度上のギャップについても、公平性の観点より同等の環境を整備することが望ましいと考えます。したがいまして、国外を拠点にする事業者にも、国内の関連規定を適用するとする、本方針案の主旨に賛同いたします。

【ソフトバンク株式会社】

国内の電気通信事業者は、通信の秘密やプライバシー保護にかかる法規制を厳格に遵守しながら事業展開を行っている。一方、現在の電気通信事業法では、「国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者」に対して、同法の規律の適用がなされていない。

事業者の競争環境及び消費者保護の観点から、国内事業者・海外事業者間のイコールフッティングが図られることが重要であり、所要の法改正が行われることが望ましいと考える。

【LINE 株式会社】

意見3－6 AIやIoT等の技術の進展等に対応した通信の秘密の在り方を検討すべき。

1. 意見の前提となる現状認識について

近年のAIやIoT化、デジタル化の進展によるサイバー空間とフィジカル空間の融合の加速化、5Gの実現などブロードバンドネットワークの拡大する等のICT技術を巡る大きなパラダイムシフトが起きていること。

そのような環境変化において、利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性であること。

基本的な方向性を実現する政策面では、グローバルなプラットフォーム事業者をはじめとした国内外の事業者間の公平性を確保し、イコールフッティングを図る観点から、グローバルな相互運用の可能性も展望しつつ、国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図っていくこと。

上記のような現状認識と方向性については、賛同するとともに、政策を検討していく上で、以下の論点を追加することを求める。

考え方3－6

第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。

2. 前段 1 の現状認識を前提とした通信の秘密の見直し

我が国の通信の秘密は、信書、電話等を前提とした厳密で形式的な運用がなされてきたという現状がある。本来的に通信の秘密は、表現の自由やプライバシー等の根源的な権利を保護するために、公共の福祉に基づく必要最小限の成約に服するため通信事業者に課された規定であると理解している。

そのため新たな技術変化としてのサイバーとフィジカルが融合した AI や IoT 等の環境にあわせた見直しが必要であると考える。これはイノベーションの促進という観点からだけでなく、国際的な調和を図っていく上でも非常に重要であるため論点として追加することを求める。

3. 前段 1 の現状認識を前提とした電気通信役務及び電気通信事業者の見直し

我が国の電気通信事業に関しては、設備を起点とした法運用がなされてきたが、前段のような現状認識、特に ICT 環境の大きな変化を前提とすると、設備から機能を起点とした法運用へ変更することが望ましいと考える。

一方で、サイバーとフィジカルの融合によって、あらゆる産業が通信を媒介してサービスを提供することになるため、法適用の対象としての電気通信役務及び電気通信事業者の定義についてもグラデーションをもった見直しが必要であると考える。

コモンキャリアのような産業全体に大きな影響をあたえる基盤性の高い機能を提供する事業者から IoT 機器を利用したコンテンツ・サービスを提供するベンチャー企業までが同一の義務規定を課されるのは合理的ではない。社会に与える影響や守られるべき法益等から適正に対象となる事業者と役務の定義の見直しを論点として追加することを求める。

見直しにあたっては、不確実性が高く、変化の激しい現代社会においてローラグを避けるため、現状のような画一的な区分ではなく、基盤性等の様々な原則に基づき総合考量して判断するような柔軟な規定が必要であると考える。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

意見 3－7 本中間報告書（案）において議論されている問題は、個人情報保護法の枠組みの下で解決されるべき。

考え方 3－7

中間報告書は、利用者保護のために電気通信事業法及び関連ガイドラインの改正・整備を推奨しています。日本は、プライバシーとデータ保護について、第一義的に個人情報保護法に基づいて、原則に基づき結果を重視するアプローチを採用してきました。中間報告書が構想するように電気通信事業法を改正し、関連ガイドラインを通してより規範的な要件を導入すると、個人情報及び消費者のプライバシー保護の日本における現行法制度の有効性が著しく損なわれてしまうことになると考えます。これに起因する不確実性は、日本におけるイノベーションとデジタル経済の発展を阻害しかねません。日本では、最新のプライバシーポリシーを明確に記載して、利用者に対して示された利用目的の範囲内で個人情報を利用し、オープンで透明性の高い態様による個人情報管理を企業等に求める個人情報保護法制度が既に確立しています。個人情報保護法の実施は、個人情報保護委員会が監督しており、海外事業者による開示及び漏えいに対して措置を講じる権限を個人情報保護委員会は有しているため、中間報告書において議論されている問題は、個人情報保護法の枠組みの下で解決されるべきと考えます。個人情報保護委員会は、執行機関を含む海外の関連するステークホルダーとの対話を継続することで、日本における個人情報の保護と活用を確保し、他国の個人データ保護法制度との国際的相互運用性を維持する上で強力な立場を有しています。仮に2つの行政機関が、海外の事業者に対して執行を行うことができるという重複した規制を行うことになると、プライバシーに関する独立した中央当局としての個人情報保護委員会の重要性を弱めることになり、日本の利用者にサービスを提供する多くの事業者に混乱を生じさせます。

貴省が、本件に関して適切な状況確認と検討を行った後に、特定状況下において妥当な追加のガイドラインが必要であると考えた場合、当該ガイドラインは、新たな階層の規範的要件を設けるのではなく、現行の個人情報保護制度に従って策定及び実施すべきと考えます。また、当該ガイドラインは、事業活動における現在の柔軟性を継続的に維持するものであることが重要です。

【ザ・ソフトウェア・アライアンス】

- 既存の法制度やガイドラインとの重複を避け、イノベーションと利用者情報保護についてバランスの取れた明確な法体系及び政策の策定を目指すべきである。

考え方1－6のとおりです。

- ・その観点で、本案において検討されている利用者情報の取り扱いの論点は、役務の提供契約時に明確に示した目的の範囲内で個人情報を利用するという個人情報保護法の議論とほぼ重複しており、個人情報保護法の枠組み及び個人情報保護委員会による取り組みで解決すべき問題であり、殊更に電気通信事業法を改正する必要性はないと考える。

即ち、日本においては、個人情報保護法の改正により、業界を横断して包括的に、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために、独立性の高い機関である個人情報保護委員会が既に設置されており、個人情報保護法の規定に基づき、本案に記載されるような国外に所在する事業者による漏洩等についても対応が行われ、海外の個人情報保護当局との執行協力も行われている
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/181012_shiryou1-2.pdf。

また、個人情報保護委員会は、海外の関係機関と情報交換及び執行協力を含む協力関係構築を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの交渉と発効の過程において人的なネットワークやノウハウを蓄積しており、国際的にハーモナイズされた適切な保護と利用のバランスを促進する役割を負っている。

このような状況下で、個人情報保護法と電気通信事業法により非常に類似した利用者情報の保護の論点について二重に規律を設け、二つの行政機関が類似の執行を海外事業者に対して行うことは、中央に包括的な機関置いた趣旨を没却しかねず、また、国際的にサービスを提供する海外事業者にとって非常に分かりにくく混乱を招く。また、制度が分かりにくいことにより、却って、利用者情報を保護しながらイノベーションを促進するという目的を達成しないおそれがある。日本でサービスを提供する海外企業は、個人情報保護委員会が発出するガイドラインを精査するよう努めており、むしろ、当該ガイドラインを英語で示して、海外企業の法理解を深めるようにしていただけるよう要望する。

<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームサービスの定義は一義的でない。これに対して、電気通信事業法は、同法が適用される電気通信事業を行う場合に課される義務を定めるものであり、各役務の特性を吟味して、各規律の適切な適用を検討すべきである。定義がはっきりせず、特徴が多岐に渡ると考えられるプラットフォームサービスという概念から出発して、電気通信事業法の改正を行い、域外適用を行うことには反対する。 ・日本の事業者にとっても、各国が業法の域外適用を行えば、国際展開が著しく困難となり、日本がそのような立場を取るべきではない。 ・グローバルな観点での利用者情報の保護は、個人情報保護の枠組みに一本化して、日本は国際的な広範囲でのハーモナイゼーションを積極的に主導していくべきである。 	
<p style="text-align: center;">【有限会社テック・ステート】</p> <p>意見 3－8 事業モデルの差異や事業者による自主的取組等も踏まえ規制を検討すべき。</p> <p>日本政府は、先進技術を活用した新事業創出を支援し、Society5.0 を進展させようとしています。過剰かつ重複した規則の導入は、この目的を妨げ、日本経済の成長を遅らせ、特に日本の中小企業やスタートアップ企業におけるイノベーションを阻害することとなります。中間報告書における「プラットフォーム」の概念は広範囲にわたります。「デジタルプラットフォーマー」の事業モデルは事業者によって大きく異なるため、その事業の違いを明確に理解した上で、更なる推奨事項の設計構造について、より深い議論と審議を行うべきです。各事業者が利用者情報を保護するために自らの事業モデルに対応した取組を進めていることを踏まえ、貴省が更なる規制を検討する際には、業界における自主規制の有効性についても十分に検討すべきです。</p>	<p style="text-align: center;">【ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p> <p>考え方 3－8</p> <p>第3章第2節3. に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適當と考えます。</p>
<p>意見 3－9 代理人設置義務等、実効性ある執行を確保する観点から引き続き検討すべき。</p> <p>電気通信事業法の域外適用については、海外事業者に対して日本国内における国内管理人/代理人の</p>	<p>考え方 3－9</p> <p>第6章に示したとおり、「電気通信サービ</p>

<p>設置を義務付けるなど、実効性ある執行を確保する観点から、引き続き検討が行われることが必要である。(再掲)</p>	<p>【一般財団法人 情報法制研究所】</p>	<p>ス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－10 通信の秘密の適用範囲等についてイノベーション促進・産業促進の観点から検討すべき。</p>	<p>考え方3－10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信役務を提供しているという内実が等しければ同等の規律を、との発想自体は理解できるが、イノベーション促進・産業促進の観点から国内法制 ((ア)「通信の秘密」の規定の適用を受ける者の範囲、(イ)「通信の秘密」による保護される場合において、その解除のための同意の取得方法・保護されるべき情報の範囲や保護の程度等)について再検討を要する点がないか、慎重な検討をお願いしたい。 ・同様又は類似したサービス」とあるが、「類似したサービス」まで拡げると範囲が不明確化する。通信の秘密の保護に違反する行為は、刑罰の対象となる。罪法定主義の観点からも、そのような不明確化は避けるべきである。特に、現行法上、電気通信役務の定義には「電気通信設備を他人の通信の用に供すること」まで含まれること（そして(a)電気通信設備は「電気通信を行うための一切の物的手段としての機械、器具、線路その他の電気的設備」という広い意味を有し、一つの通信用スイッチも含まれうこと、(b)「他人の通信」には「自己と他人間の通信」も含まれること、(c)通信の秘密保護は通信事業者としての届出・登録を要しない者にも適用されること）から、これについても「類似」したサービスを含めることになると、非常に広範囲な業務が含まれることになりかねない。その結果、規制の程度としては、過度に広範な内容となり、イノベーション促進・産業振興を適切に推進するという観点からは、適切でないと思われる。 	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上の参考とさせていただきます。</p>	

【弁護士】	
<p>意見 3－11 OTT サービス事業者に対して、「電気通信事業法」に基づく規制を課すとして も、利用者全般の利益になるような最小限の範囲に留めることが妥当。</p> <p>既存の電気通信事業法は、電気通信事業者を登録事業者と届出事業者に大別している。一定の規模を有する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は原則として登録事業者となり、その規制は届出事業者に比較して厳しいものとなっているが、こうした設備の有無・重要性に着目して規制のレベルを分ける枠組みは、基本的に適切であり、当該枠組みは基本的には維持されるべきと考えられる。</p> <p>世界的にも、主要な規制機関は、ネットワーク運営事業とネットワークを経由するサービスの提供が異なる政策的配慮を必要とする別個の活動であることを認識している。例えば、米国と EU の規制状況は次のようなものである。</p> <p>①米国：電気通信ネットワーク事業の構築、運営、及び停止は、連邦通信委員会（FCC）の事前承認が必要となる（米国通信法（US Communications Act）第 214 条）ほか、一定のネットワーク運営事業者は、共同施設利用や相互接続等の義務も負う。他方、コンテンツの作成又はデータ処理を含む「情報サービス」は、電気通信ネットワーク事業とは異なる分野として認められており、ネットワーク運営事業者のような義務を多少なりとも負う情報サービスはわずかであり、部分的に規制の対象となっているサービスに關しても（ごく一部の分野を除き）運営上の柔軟性が確保されている。たしかに、米国でも過去において、ビデオストリーミングサービスにネットワーク運営事業と同様の規制をかけることが検討されたことはあったが、費用の増大、技術革新の鈍化、成長の抑制といった予期せぬ結果が生じる可能性が指摘されたために、FCC はこれを取りやめた。また、VoIP サービスに対して従来の電話会社と同様の規制をかける州もあったが、FCC は、進歩した通信サービスを促進する国家政策を阻害するとして、当該規制は覆された。（米国の FCC は、「公益事業型の規制は、もとより規制産業が関与する活動を規制するものであり、大規模な展開を常とする動的な技術産業には適さない」と説明している（Declaratory Ruling, WT Dkt. No. 08-7, ¶ 49 (2018)）。</p> <p>②EU：EU も米国と同様に、両者の取扱いを分けている。具体的には、電話や小売用インターネットア</p>	<p>考え方 3－11</p> <p>第 6 章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

クセスシステムなどの公共電気通信ネットワーク (ECN) は、ネットワーク運営に合わせた相互接続、アクセス、相互運用およびインフラシェアリングなどの規制の対象となっている一方、ECN 上で提供される電子通信サービス (ECS) は、契約条件および開示、消費者のプライバシー及びセキュリティ、障がい者のアクセス可能性、電話番号の使用、緊急サービスの利用などの事項に対処するための異なる規制の対象とされ、また、コンテンツ配信アプリやサービスは、完全に EU の電気通信枠組みの対象外となっている。近時、新たな欧州電子通信コード (EECC)、指令 (EU) 2018/1972 により、ECS の一つとして個人間通信サービス (ICS) (双方向音声通話、電子メール、メッセージサービスおよびグループチャット) というカテゴリーが設けられたものの、リニア型配信、ビデオ・オン・デマンドまたはストリーミングサービス、ウェブサイト、ソーシャルネットワーク、ブログ、機械同士 (MtoM) のコミュニケーション、およびその他ゲームなどの除外商品に組み込まれた通信チャネル (チャットなど) は ICS に含まれず、ECS としての規制も受けない。

このように、米国、EU では、従来型のネットワーク運営事業（これは日本でいえば、一定の規模を有する電気通信回線設備を設置する登録事業者に相当しよう。）と OTT とを別異に扱っている。実質的にも、ネットワーク運営事業は、物理的なインフラストラクチャの構築に莫大な固定費と初期費用を必要とする等の理由により、結果として参入障壁は高くなる。一方で、オーバー・ザ・トップ (OTT) サービスなどのインターネットサービスは、参入障壁が低い（一旦ネットワークに入るとユーザーには無数の選択肢が与えられ、サービス提供者のスイッチング・コストもほぼゼロに等しい）代わりに、激しい競争にさらされ、アプリケーションやコンテンツに関するユーザーのニーズにスピーディに応えないと競争に負けてしまう。このように、伝統的なネットワーク運営事業への規制とは異なるビジネス環境に OTT サービスは存在していることから、OTT サービスはネットワーク運営事業と同様の電気通信に係る規制上の介入を必要としない（競争法、消費者法、個人情報保護法による適切な規制があれば足りる）と考えられる。むしろ、これに対し過剰な規制を行うことは投資やサービスの向上が鈍化するという面において特に有害な結果を招く可能性がある。

<p>したがって、OTT サービス事業者に対して、「電気通信事業法」に基づく規制を課すとしても、利用者全般の利益になるような最小限の範囲に留めることが妥当であるし、個々のサービス毎に電気通信役務（既述のとおり、現行法の定義自体が既にかなり広汎であり、これ自体を再考する余地があるのでないかと考えている。）に該当するかどうかを検討し（その際、上述のとおり、EU が ICS の分類を設けていることは一つの参考となろう。）、該当する特定のサービスについてのみ通信の秘密その他の電気通信事業法上の規制を最小限の範囲で適用するのが妥当と考える。（なお、保有するデータの量が電気通信事業法による規制を要請するものではなく、データについては、既に業種とは関係なく、個人情報保護法によって規制されている。）</p>	<p style="text-align: center;">【弁護士】</p>
<p>意見 3－12 イノベーション促進・産業振興等の観点から、通信の秘密の保護レベルを柔軟化すべき。</p>	<p>考え方 3－12</p>
<p>既述のとおり、イノベーション促進・産業促進の観点から国内法制 ((ア)「通信の秘密」の規定の適用を受ける者の範囲、(イ)「通信の秘密」で保護される場合において、その解除のための同意の取得方法・保護されるべき情報の範囲や保護の程度等) について再検討を要する点がないか、慎重な検討をお願いしたい。このうち、(イ) については、次のように考えている。</p> <p>(イ)</p> <p>(i) 同意の取得方法</p> <p>現在の電気通信事業法及びガイドラインにおける考え方では、事業者が通信の秘密の対象となる情報を利用するにあたっては、通信の当事者から、「個別具体的かつ明確な同意」（各通信ごとの同意）が必要とされている。しかしながら、個人に対して過剰に同意を求めるることは、混乱やいわゆる「同意疲れ」を生じさせる。このアプローチはユーザーに対して、その時間と手間に見合う利益を与えることなく、ユーザーの最も重要な管理権の行使について、ユーザーがかえって不注意になってしまう可能性がある。</p> <p>また、世界的にみても、このように、通信の秘密に関する同意の取得方法において、各通信ごとに</p>	<p>ご指摘の点については、第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

個別の同意を求める管轄は非常に珍しい。このことは、日本市場における事業者だけが他の市場に比べて高いコストでの事業遂行を求められる（そのコストが高すぎれば、イノベーションが阻害される結果につながる）ことを意味すると同時に、イノベーションによる便益が日本の消費者には与えられない結果となることを意味する。

通信という業種に留まらないプライバシー保護一般の規制を見ても、世界的には、「行為による同意」ではなく「目的による同意」取得が一般的である（例えば、シンガポールデータ保護規制当局は、個人情報を処理するための同意の取得に関する「目的」の定義について、企業が「実施するすべての活動を特定する」必要があるものではない旨をガイドラインで述べている。）。また、異なる状況下において異なる形式の同意が有効とすることが多い（これは日本の個人情報保護法でも同様である。）。

米国では厳格な規制となるセンシティブ情報であっても、同意は、チェックボックス等により明確に同意を得ることができれば、個別の通信ごとではなくサービスごとに包括的に同意を得ることで足りるとされており、よりセンシティブではない情報については、サービスを利用する等の行為により默示的に、又はより包括的な同意を取得することでよいとされている。状況によっては、オプトアウトしないことが有効な同意とみなされる場合もある。なお、2016年、FCCは、ISPに対してより厳格なルール（センシティブな情報ではなくてもオプトイン方式の同意を得ることを義務付けるルール）を採用したが、その後、再検討し、昨年、当該ルールを撤回している。

個人（利用者）を保護するという観点からは、提供されるサービスとの関係において実行可能かつ整合性がある管理権行使できるような適切な仕組みを提供することが、個人の情報保護により資するといえる。

(ii) 通信の秘密で保護される情報

「通信の秘密」に含まれうる情報には様々なものがあり、その情報の性質、当該情報の取得等を許

容することがイノベーション促進・産業振興に資する程度に応じて、また、通信インフラ管理維持に必要な程度に応じて、保護のレベル（同意取得の方法を含む。）にはグラデーションがあってよいようと思われる。

「通信の秘密」により保護されるべき主要な法益をプライバシーと考えるならば、①非公開の表現における、通信の内容が中核的であり、それ以外に、②通信の内容を含まない、通信の構成要素（いわゆるメタデータ）があり、その中にも、取得利用によってプライバシーを侵害する可能性及びその程度の大小は様々であって、①と②の間には保護の必要性の程度に違いがある。また、②の中でも、情報の性質（例：個人が通信を行う位置につき、GPS情報と基地局情報では、前者のほうが、より正確な場所を把握しうる）と取得・利用行為の目的（例：通信インフラの管理維持やサービス向上といった利用者全般の利便を図る目的か）に応じて、保護のレベルが分かれるのが自然と思われる。特に、今後の IoT 時代では、人ととの通信ではなく、機械と機械の通信がより増えていくことが想定される。この状況下において、機械の動作上必然的に取得されるメタデータ（例えば、自動運転の自動車に搭載された通信機器や、家電等に組み込まれる通信機器による通信履歴）が、通信内容を推知させる情報をあることを根拠に「通信の秘密」として保護されるとするのは、事業者に萎縮効果を与えるであろうことにご留意を頂きたい。

【弁護士】

本中間報告書（案）における、通信の秘密をはじめとした規律の適用範囲・対象の見直し・明確化の方向性に賛同します。弊社の具体的な見解は以下のとおりです。

1 通信の秘密の保護に関する問題意識

通信の秘密の保護の射程が必ずしも明確ではない一方で、規律の内容が厳格であることから、結果として、国内事業者におけるデータ利活用に過度な萎縮をもたらしていると考えます。

（以下詳細）

通信の秘密の保護は、国民のプライバシーの保護及び通信の自由の確保を目的とした極めて重要な規律であると理解しております。

しかし、プラットフォームサービスに限らず、電気通信サービスの技術やビジネスモデルの進展に伴い、様々な通信の形態やそれに基づくデータが生まれてくる中で、通信の秘密の保護の射程については必ずしも明確ではない状況です。

また、通信の秘密の保護対象となるデータの活用にあたっては「個別具体的かつ明確な同意」が必要であり、違反の場合には刑事罰が科されるなどビジネスに与える影響が大きい規制であることも踏まると、これらの要因から国内事業者におけるデータ利活用に過度な萎縮をもたらしていると考えます。

2 意見

- ①多様な電気通信サービスやビジネスモデルに対応した形で規律の適用範囲・対象の見直し・明確化を進めていただきたいです。
- ②その検討に当たっては、業態別の実態・ニーズの把握や決定プロセスの透明化をお願いしたいです。

(以下詳細)

上記①の問題意識から、我が国において、通信の秘密として保護すべき情報を適切に保護とともに、国内事業者によるビジネスの健全な発展を図るためにも、プラットフォームサービスに関する領域に限らず、多様な電気通信サービスやビジネスモデル（BtoC、BtoB等）にも対応した形で規律の適用範囲・対象の見直し・明確化を進めていただきたいと思います。

その検討に当たっては、より実態を踏まえたルールとするために、業態別に関係する事業者へのヒアリングを実施し、公開の場で議論を実施するなど、業態別の実態・ニーズの把握や決定プロセスの透明化を是非お願いしたいと思います。

【サイボウズ株式会社】

ガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインに定める規律を電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能が一体化、連携・融合したサービス・ビジネスに適用できるようにすることについて賛同いたします。

<p>また、ガイドラインで具体的に通信の秘密の適用対象を示すことで、規律の適用の在り方についてより明確化を進める必要があると考えます。</p> <p>一方で、過度な規制・ルールを課すことでイノベーションの促進を阻害することのないように検討を進める必要があると考えます。</p>	
<p style="text-align: center;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p> <p>電気通信事業分野のプライバシー保護の規律について、イコールフッティングの観点から、国際的なハーモナイゼーションを図ることについて賛成する。</p> <p>なお、「通信の秘密」や個人情報については、事業者はガイドライン等に基づいてその取扱いを個別に判断している状況にあり、前例の無い新規サービスでは特に判断が難しく、訴訟となつた際に違法と判断されうるリスクが伴う。事業者の予見性確保のためにも、従来利用されてきた通信機器に限らず、スマートフォンや今般利用が拡大しつつある IoT 機器なども含めて、「通信の秘密」の範囲や正当業務行為として対応が認められる場合などを整理し、より明確かつ網羅的な基準が整備されることを望む。また、固定電話を念頭に置いていた電気通信事業法の制定当時と異なり、本研究会においても再三議論されているとおり、現在は多種多様な情報通信サービスを提供する事業者が存在している状況にある。それらを「電気通信事業者」として一律に同一の規制に服せることは、一部には過剰又は不十分な規制となるおそれがあるから、現在の情報通信産業の在り方を踏まえ、提供される情報通信サービスに沿った段階的な法規制の在り方を長期的に検討すべきではないか。</p>	
<p style="text-align: center;">【LINE 株式会社】</p> <p>意見 3－13 行動ターゲティング等に対する規制は慎重に検討すべき。</p> <p>国民の「表現」や「知る」場の多くは今やインターネット上のサービスであり、これらサービスのほとんどは広告によって成り立っていること、そして現在のデジタル・エコノミーが広告・無料モデルによって成長し、人々に安価に便益を与えてきた歴史に留意すべきである。</p> <p>国内インターネット広告市場規模の 79.5%は、ユーザの行動やアクセス履歴に合わせて配信する素材を変える「運用型広告」によって占められている(電通「日本の広告費 2018」より)。インターネ</p>	<p>考え方 3－13</p> <p>第3章第2節2. に示したとおり、利用者が安心して通信サービスを利用できるようにするために、行動ターゲティングをはじめ、新たなサービス等における利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要である</p>

<p>ット黎明期から存在し、従来適法とされてきたデータの取得・利用の態様が、外形的に該当するからといった理由で、通信の秘密に関わるとされ、何らかの規制の対象となることは、仮に「可能性」の問題としても社会への影響が大きいため避けるべきである。</p> <p>例えば、行動ターゲティングなしでは、広告主は媒体や広告枠を個別に指定する形とならざるを得ない。すると、高い知名度やアクセス数を誇る媒体しか広告収入を得られなくなる。媒体の寡占化は国民の「表現の自由」「知る権利」発揮の場の減少そのものであり、社会の多様性が失われ、分断を促進することにもなりかねない。また、当然知名度もアクセス数もない新規サービス・媒体のビジネス化も難しくなるため、イノベーションを阻害する懸念も大きい。</p>	<p>ことから、今後、その技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ることが適當と考えます。</p>
<p>意見 3－14 国外事業者が提供するSNSにおける通信の秘密の侵害を是正すべき。</p> <p>・現状の海外のSNSについて通信の秘密を一切考慮せずサービスを提供している例が散見される。例として、Google社は自社が提供するGmailにとどいたメールの内容をサーバで解析しているがこれは電気通信事業法のガイドラインに反する行為である。</p> <p>また、Twitter社は提供しているダイレクトメッセージ機能で送られたメッセージの内容を利用者が明示的に削除した後や、アカウント削除後も保持し続けていることが報じられている。</p> <p>これらの行為は日本では通信の秘密の侵害に当たる行為であり、憲法が国民に保障している権利の侵害であり早急に是正されるべきであると考える。</p> <p>また、現在のガイドラインは、通信の秘密に関する記録の保存を利用者の同意がある場合は認めていいるが、利用者が同意を撤回する意思を示せることは明示されていない。</p> <p>利用者がアカウントを削除するなど明確な同意の撤回の意思を示している場合、通信の秘密に関する情報は破棄しなければならないことを明確にすべきであると考える。</p>	<p>考え方 3－14</p> <p>ご指摘の点については、第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>2. 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方</p>	

意見3－15 行動ターゲティング等に対する規制は慎重に検討すべき。	考え方3－15
<p>端末情報等を利用したプロファイリングや行動ターゲティングについては、直ちに法令による規制を行うのではなく、総務省のAI研究開発原則等の策定や、内閣府による人間中心のAI原則の策定動向のほかに、まずは各事業者の自主規制に基づく対応とその成果を検証した上で、必要な法制・規制が何かを謙抑的に検討する必要がある。</p>	<p>考え方3－13のとおりです。</p>
<p>中間報告書(案)では、端末IDやクッキーなどの端末情報が利用者の意思に反して取得・活用されると、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るため、引き続き検討が必要とされている。</p> <p>端末情報の取扱いに関するガイドラインに定める規律の適用については、(i)端末情報単体では特定の個人を識別できず、個人の権利利益を侵害しないこと、(ii)端末情報を他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できることとなった段階では、事業者は個人情報保護法上の個人情報として適切に保護していること、を踏まえるとともに、事業活動の実態や消費者の利便についても考慮し、慎重に検討すべきである。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>【経団連情報通信委員会企画部会】</p>
<p>利用者情報の適切な取り扱いを確保するため、ガイドライン等の見直しを行う際は、端末情報等(端末IDやクッキー等)の規律の整理について、事業者による現状の取組みの担保、イノベーションの促進、新たなビジネスの創出に歯止めがかからないよう、バランスの取れた整理が必要と考えます。</p>	<p>【ソフトバンク株式会社】</p>
意見3－16 通信の秘密の保護範囲等については、「同意疲れ」やM2M通信に対する過剰規制を避ける観点から検討すべき。	考え方3－16
<p>通信の秘密に対する侵害には刑罰が科されるという重い制裁が用意されていることや、通信の秘密の保護範囲を過度に広範なものをしてしまうと、個人に対して個人情報を処理する全ての段階において同意を求ることは、時間がかかり、混乱や「同意疲れ」を生じさせ、ユーザーの熟慮なき同意が乱</p>	<p>第3章第2節2.に示した「同意疲れ」やM2M通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方に関する課題を踏まえつつ、引き</p>

<p>発されることにもなりかねず、ユーザーに相応の利益を与えることなく、かえって気付かぬうちにユーザーにとって最も重要な自己情報のコントロールを損ねる可能性があることを踏まえ、通信の秘密による保護の範囲は、過度に広範なものとせず、合理化される必要がある。例えば端末情報等と通信の秘密の保護範囲を検討する際には、本中間報告書案脚注14が紹介する意見が指摘するとおり、通信の秘密の侵害に対して刑罰を科す現状の規制は、類型的に表現の自由やプライバシーとの関連性が薄い端末情報等の保護には馴染まないおそれがある。また、通信の秘密が究極的に保護しようとする国民の表現の自由やプライバシーと類型的に関係がない事業者間の通信や機器間の通信(M2M通信)についても、その侵害について刑罰が科される通信の秘密の保護範囲を合理的に調整して、情報の性質により比例的な緩やかな規制により規律するなど、近年の技術革新を踏まえた、通信に係る情報の保護に関する規制についての検討を行うべきである。その際には、個人情報保護法といった他の個人データ保護法制との役割分担も意識する必要がある。</p>	<p>続き、政策対応を検討することが適当と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案にもあるように、イノベーション促進は重要であり、通信の秘密の確保とイノベーション促進の間にあるトレードオフに留意し、同意の在り方を検討すべきである。 ・同意疲れが報告書案でも言及されているが、細かすぎる同意がかえってユーザにとって有害となることを考えるべきである。 	<p>【西村あさひ法律事務所】</p>
<p>意見3－17 プラットフォーム事業者に対するドミナント規制の適用に反対。ドミナント性に着目した規制は、国家が特許企業としての市場における独占的地位や様々な特権を与える。</p> <p>いわゆる電気通信サービスのドミナント性に着目した規制は、電気通信サービスの公共インフラとしての性格に基づき、当該サービス提供者に国家が特許企業としての市場における独占的地位や様々な特権を与える反面、その事業に対して一定の規制を及ぼすものである。</p> <p>もっとも、かっての地域独占等が法的に保障されていた電力や電気通信事業を含む各種インフラ的</p>	<p>考え方3－17</p> <p>電気通信事業法におけるいわゆるドミナント規制は、市場支配力を有する電気通信事業者による市場支配力の濫用を未然に防止し、公正競争等を促進するための規律であ</p>

<p>サービス事業の自由化が進展した現代においては、電気通信サービスやそれに関連するサービスは民間事業者により市場競争を通じて提供される市場環境が確立しており、ドミナント性に着目した規制が前提とする状況とは市場環境が大きく異なる。また、いわゆるインターネットプラットフォーム事業は公益的な側面を有するに至っているかもしれないが、法的に独占を保障されているわけでもなく、ドミナント規制が議論されてきた電力・電気通信事業とはその背景を全く異なる。</p> <p>そのため、現代において電気通信事業法上のドミナント性に着目した規制の在り方を検討すべき実益は乏しく、市場競争をどのように規律すべきかを主管する独占禁止法による検討により解決されるべきである。</p>	<p>り、「いわゆる電気通信サービスのドミナント性に着目した規制は、電気通信サービスの公共インフラとしての性格に基づき、当該サービス提供者に国家が特許企業としての市場における独占的地位や様々な特権を与える反面、その事業に対して一定の規制を及ぼすものである。」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>意見 3－18 M2M通信等のプライバシー侵害の危険が小さい通信については、通信の秘密の保護の適用を柔軟に考えるべき。</p>	<p>考え方 3－18</p>
<p>前提として、「利用者の端末情報が利用者の意思に反して取得・活用されているとすると」という事実認識に根拠があるのかをまず慎重に検討する必要がある。</p> <p>端末情報等を通信の秘密の保護範囲に含まれると考える場合には、本中間報告書案脚注14が紹介する意見が指摘するとおり、直罰が科される重罪である通信の秘密侵害による規制が、類型的に表現の自由やプライバシーとの関連が総体的に弱い端末情報等に馴染まないのではないかという疑問があり、十分に検討すべきである。</p> <p>一方で、通信の秘密の保護規制は刑罰を伴う規制であり、その萎縮効果の強さに照らせば、本来は謙抑的に運用されるべきものであることからすると、その適用対象は限定的に解釈される必要がある。例えば、通信の秘密は、プライバシーを保障することに主眼があるとしつつ、通信手段を用いた表現の自由の保障を補完する意味合いも有するというが日本での通説的考え方であるところ、M2M通信への適用は、プライバシーの保障にも表現の自由の保障にも結び付き難い点で、上記意味合いに馴染まない。e-privacy 規則においても、本パブリックコメント提出時で最新の条文案(2019年2月15日付け：https://www.parlament.gv.at/PAKT/EU/XXVI/EU/05/43/EU_54357/imfname_10879938.pdf)の前文(12)</p>	<p>第3章第2節2.で示したとおり、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用できるようにすることは重要であることから、今後、技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ること等が適当と考えます。なお、M2M通信の中には利用者のプライバシーに直接に関わらないものもあり得るところ、M2M通信への通信の秘密に係る規律の運用の在り方についても検討することが適当であると考えます。</p>

項において、e-privacy 規則の適用対象となる電子通信サービスとはレイヤーが異なるアプリケーションレイヤーで提供される M2M 通信は、(European Electronic Communications Code の適用対象となるので) e-privacy 規則の適用対象とはならない旨が明確化される修正が施されている。また、端末装置間の電子通信を、通信の秘密の保護に関する条文案(5 条)の適用対象から除外する修正が検討の早い段階(2018 年 3 月時点の閣僚理事会案)からなされていた。このように、端末情報にも適用されるなど通信の秘密よりも保護範囲が広い e-privacy 規則案の検討過程においてすら、M2M 通信への適用の拡大には慎重な検討が加えられてきたことを十分に考慮する必要がある。通信の秘密についても、e-privacy 規則案のように、プライバシー侵害の蓋然性が低い場合については、同意取得やその際の説明の仕方についてはより柔軟な解釈がなされることが検討されても良い場面があるのではないかと考えられる。

EU の規律は特色を有する点で目を引くものであるかもしれないし、紹介される機会も増えて参考しやすい環境にあるのかもしれないが、決してグローバルスタンダードではなく、EU 固有の性格を有するものである。グローバルスタンダードを目指すのであれば、EU の制度をただ輸入するのではなく、米国やアジアの国々など幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向すべきではないかと考えられる。その際には、本中間報告書案で言及された規制 (GDPR、ePrivacy 規則及びカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CaCPA)) は、いずれも電気通信事業のような業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であることにも留意する必要がある。

【西村あさひ法律事務所】

本中間報告書案脚注 14 が紹介する意見の指摘について、十分に考慮すべきである。また検討の際に併せて、通信の秘密が究極的に保護しようとする国民の表現の自由やプライバシーと類型的に関係がない事業者間の通信や機器間の通信 (M2M 通信) についても、その侵害に対して刑罰が科される通信の秘密の保護対象から除外して、情報の性質に応じた柔軟な規制により規律するなどの検討を行うべきである。

【西村あさひ法律事務所】

中間報告書(案)に記載されているとおり、これから飛躍的に増大すると予想されるモノとモノとの

<p>間のデータのやりとり(M2M 通信)の中には、利用者のプライバシーに直接関わらないものもあり得る。今後の検討に際しては、M2M 通信全般にわたり通信の秘密に係る規律を過度に適用することのないよう、具体的な事例に基づいた検討を行うべきである。</p>	
<p>【経団連情報通信委員会企画部会】</p> <p>意見3－19 プラットフォームサービスをめぐる社会経済変化に柔軟に対応するため、事業者による自主規制を促す等の対応が重要。</p>	<p>考え方3－19</p>
<p>通信の秘密の保護に抵触せず許容されるケースを法律で明記することは、変化の激しい電子通信サービス業界にとって新しいサービスへの萎縮効果を生むおそれがある上、改正の時間的・手続的負担が重く、業界の変化を柔軟に反映するには不適切である可能性がある。</p> <p>むしろ技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じた個別事案への対応を行いつつ、個々の事例への適用結果を周知するなどの柔軟な対応が重要である。</p>	<p>第3章第2節3.に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適当と考えます。</p>
<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>意見3－20 電気通信事業者に対して通信制度を保障する責務を課すのであれば、責任を履行するための手段を付与する必要がある。</p>	<p>考え方3－20</p>
<p>上述のとおり、電気通信事業者に対して、通信制度を保障する責務を課すのであれば、責任を履行するための手段（通信サービス提供を断絶させないという責任を果たすための手段）も付与する必要があると考えられる。</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>【弁護士】</p> <p>意見3－21 通信の秘密の適用範囲等についてイノベーション促進・産業促進の観点から検討すべき。</p>	<p>考え方3－21</p>
<p>イノベーション促進・産業促進の観点から国内法制 ((ア)「通信の秘密」の規定の適用を受ける者の範囲、(イ)「通信の秘密」で保護される場合において、その解除のための同意の取得方法・保護されるべき情報の範囲や保護の程度) について再検討を要する点がないか、慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>第6章に示したとおり、「利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、～法整備等に向けた整理」について、今後の検</p>

	【弁護士】	討事項としています。 ご意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
意見 3－22 ターゲティング広告について通信の秘密の保護を拡大解釈することに反対。	考え方 3－22	
<p>情報法制研究所の意見（「Web 等のターゲティング広告に係るアクセス履歴の取得に対する規制は、…（中略）…通信の端点で得られているだけの履歴を通信の秘密として拡大解釈することは避けるべき。通信の秘密侵害は直罰が科される重罪であり、単なる Web 等の履歴の取扱いにすぎないものには馴染まない。仮に辻褄合わせのために通信の秘密に係る規制を緩めた場合、厳格に捉えるべき本来の通信の秘密概念を形骸化させることになりかねない」）に賛成である。</p>	<p>【弁護士】</p>	<p>第3章第2節2. に示したとおり、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が安心して自らの端末を利用できるようにすることは重要であることから、今後、技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ること等が適当と考えます。</p>
意見 3－23 EUに限定せず、国外の法制動向について幅広く参考にして検討すべき。	考え方 3－23	
<p>EUにおける取組みに限定する必要はなく、「イノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保する」という観点から（本案23頁）参照すべき海外法制の範囲について幅広く検討がなされるべきである。また、e プライバシー規則（案）については非常に強い反対があることに留意すべきである。</p>	<p>【弁護士】</p>	<p>第3章第2節4. に示したとおり、諸外国の動向を引き続きフォローし、規律の国際的な調和を図ることが適当と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ e-privacy 規則案の参照が何度も言及されているが、EU でもまだ固まっていない規則案をベースに議論を進めるのは適当ではない。 	<p>【アジアインターネット日本連盟】</p>	
意見 3－24 イノベーション促進・産業振興等の観点から、通信の秘密の保護レベルを柔軟化すべき。	考え方 3－24	
<p>「取扱中に係る通信」には、発信者から受信者までネットワークを流通している通信と、電気通信事業者が業務上の必要性から知得してサーバー等に蓄積・保存している情報の両方が含まれる。</p>	<p>【アドバイザリーボード】</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能</p>

<p>他方で、電気通信事業者以外の者が蓄積・保存している情報は、これに該当しない。プライバシー保護を「通信の秘密」の主たる保護法益と考えるならば、まずは、「取扱中に係る通信」か否かによって分類することの当否が問われて然るべきように思われる。</p> <p>繰り返しになるが、「通信の秘密」に含まれうる情報には様々なものがあり、その情報の性質、当該情報の取得等を許容することがイノベーション促進・産業振興に資する程度に応じて、また、通信インフラ管理維持に必要な程度に応じて、保護のレベルもグラデーションあってよいように思われる。</p> <p>「取扱中に係る通信」か否かの分類が、かかる適切な保護レベルの設定に資するかというと疑問である。</p>	<p>の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－25 電気通信事業法の対象となるプラットフォーム事業について、明確化すべき。</p> <p>電気通信事業法の対象となるプラットフォーム事業について、明確化していただきたい。現時点で同法の対象になっているプラットフォーム事業者よりも対象が拡大されるのか。</p> <p>理由：明確化のため。</p>	<p>考え方 3－25</p> <p>ご指摘の点については、第6章に示したとおり、引き続き検討することが適当と考えます。</p>
<p>意見 3－26 プラットフォームによる情報の中立的な取扱いの在り方について検討すべき。</p> <p>インターネットのインフラレイヤーで議論されてきたネットワーク中立性と同様の議論が、プラットフォームサービスにもあるのではないか。プラットフォームには、各種情報を中立的に扱うべきかどうかという論点が必要ではないか。</p> <p>理由：プラットフォームサービス上で、サービス利用企業、利用者が、差別的な取扱いを受ける可能性がある。具体的には、プラットフォームに広告を多く出していた企業の情報がそのプラットフォーム上で優先的に掲載されるなど。</p>	<p>考え方 3－26</p> <p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上の参考とさせていただきます。</p>

意見3－27 行動ターゲティングに対する規律について、イノベーション促進の観点から検討すべき。	考え方3－27
<p>サードパーティクッキー等を用いた行動ターゲティングの仕組みは、インターネット上で広く一般的に用いられ、多くの事業者がサービス及びビジネスにて活用している実態があります。このような実態を踏まえ、クッキー等の端末情報の取扱いについては、利用者情報の適切な取扱いを確保しつつも、利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進を図る必要があるという観点からの検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>第3章第1節に示したとおり、利用者情報の利活用により新たな便益がもたらされることは踏まえつつも、他方で、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が安心して自らの端末を用いて通信サービスを利用できるようにすることも重要であるであることから、今後、技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ること等が適当と考えます。いただいたご意見についてはその検討に当たっての参考として承ります。</p>
意見3－28 市場環境の変化に対応した柔軟な規制を検討すべき。	考え方3－28
<ul style="list-style-type: none"> 今後技術の進展によりサービス提供方法も変化を続けていき、本案が指摘するように市場環境はどんどん変化していくと考えられる。法規制はそのような変化に対応できるよう十分に柔軟性と適用性があることが必要であり、業界の取り組みを十分に参考にし、硬直的な規制を可能な限り避けるべきである。 <p style="text-align: right;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>第3章第2節3.に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適当と考えます。</p>
意見3－29 国内関連法等との調和等を確保すべき。	考え方3－29
<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを更に策定することは複雑性を増し、国内に拠点を有しない世界中の企業に対して遵守を求めることは現実的でない。また、ガイドラインが複数あることは、消費者にとっても、何が守られているのかを理解しにくい。今後の検討において、既存の法制度やガイドラインとの重複を避け、イ 	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>

<p>ノベーションと利用者情報保護についてバランスの取れた明確な法体系及び政策の策定を目指すべきである。</p>	<p>【有限会社テック・ステート】</p>
<p>意見3－30 通信の秘密の保護について、具体的に保護すべき内容の整理が必要。その上で、最新技術を駆使した通信サービスの提供や消費者の利便性にも配慮し、必要以上の規律を適用することは避けるべき。</p>	<p>考え方3－30</p>
<p>中間報告書(案)には、通信の秘密の保護についての考え方はまとめられているが、具体的に保護すべき内容についての整理が必要である。 そのうえで、ビジネスモデルや市場環境が大きく変化するなかにあって、最新技術を駆使した通信サービスの提供や消費者の利便性にも配慮し、必要以上の規律を適用することは避けるべきである。</p> <p>【経団連情報通信委員会企画部会】</p>	<p>第3章第1節に示したとおり、「自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること」を基本的視点の一つとし、これにより政策対応を図っていくことが適当と考えます。</p>
<p>意見3－31 OTTサービス事業者に対し規律を適用することに反対。</p> <p>・電気通信事業法の趣旨からすれば、OTTサービス事業者に適用すべきではありません。また、電気通信サービスのみならず、「電気通信サービスに類似したサービス」を提供する場合についても検討の対象となっていますが、内外一致を理由とするのならば、現在電気通信事業法が適用となっている電気通信サービスを超えたサービスについて検討すべきではないと考えます。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>	<p>考え方3－31</p> <p>第3章第2節1.(2)に示したとおり、「提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を適用することにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取り扱いが確保されるようにすることが適当」と考えます。第6章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に</p>

	係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、いただいたご意見については同検討に当たっての参考とさせていただきます。
意見 3－3－2　技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を総務省に報告することが重要。	考え方 3－3－2
<p>・本報告書案では、通信の秘密の保護に抵触しないケースを法律に明記すべきとする意見が紹介されています。しかし、そのような意見に従うと、かえって利用者情報を利活用した電子通信サービスを適切に規律できないと考えます。許容されるケースの法律での明記は、変化の激しい電子通信サービス業界にとって新しいサービスへの萎縮効果を生むおそれがある上、法律改正の時間的・手続的負担が重く、業界の変化を柔軟に反映するには不適切である可能性があります。むしろ技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を監督官庁である総務省に報告したりすることが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>第6章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」や「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」を行うこととしており、いただいたご意見については、これらの検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
意見 3－3－3　情報の保護と利便性を両立させた、実用的かつ柔軟な対応が必要。照会制度を	考え方 3－3－3

<p>通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を周知することが重要である。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・通信の秘密を侵害する行為には重刑が科されるため、事業者にとってのリスクが大きく、萎縮効果も大きいことから、この点を考慮することなく厳格すぎる規制や運用を行うことは避けるべきである。また、通信の秘密に関する規制の範囲を拡張すると、国内外の事業者のビジネス活動に影響を及ぼし、イノベーションの促進を妨げうる。情報の保護と利便性を両立させた、実用的かつ柔軟な対応が必要である。 ・本報告書案は、通信の秘密の保護に抵触しないケースを法律に明記すべきとする意見を紹介しているが、かえって利用者情報を利活用した電子通信サービスを適切に規律できないこと結果を生じさせうる。許容されるケースの法律での明記は、変化の激しい電子通信サービス業界にとって新しいサービスへの萎縮効果を生むおそれがある上、改正の時間的・手続的負担が重く、業界の変化を柔軟に反映するには必ずしも適切はない。むしろ技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を周知したりすることが重要である。 <p style="text-align: right;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>第6章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」や「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」を行うこととしており、いただいたご意見については、これらの検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－3－4 ガイドラインの適用関係等の明確化に関する記載について修正すべき。</p>	<p>考え方3－3－4</p>
<p>文面の意味が不明瞭です。第5回会合で出された主要論点（案）をベースに「サードパーティ等の仕組みは電気通信事業者の取扱中に係らない行為と考えることができ、通信の秘密に含まれると整理することは原則、適当ではないが、技術の進展やプラウザ運営者のポリシー変更等を踏まえつつ、今後明確化を図っていくことが適当である」と言い換えるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>第5回会合における議論を受け、端末情報を行動ターゲティングのために取得・利用する手法については、それぞれの技術的特性や利用実態も踏まえて慎重な議論が引き続き必要であるとの考え方より原案としております。したがって、ご意見にある修正は行わ</p>

	ず、原案のとおりとすることが適當と考えます。
意見 3－35 総務省において、通信の秘密に該当する情報の取得・利用が契約約款に基づく事前の包括同意でも許容される条件が示されているガイドライン等も存在するところ、これらを含めた一元的なガイドラインを策定することを検討すべき。	考え方 3－35
<p>総務省による「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」の第1次～第3次とりまとめ及びこれらを受けて作成された「電気通信事業者におけるサイバー攻撃等への対処と通信の秘密に関するガイドライン」（インターネットの安定的運用に関する協議会）も存在するところ、これらにおいては、通信の秘密に該当する情報（IP アドレス、通信パケットの内容、接続ログ等）の取得・利用が契約約款に基づく事前の包括同意でも許容される条件が示されている。これら（少なくともこれらに示されている基本的な考え方）を含めた一元的なガイドラインを策定することをご検討頂きたい。</p> <p>また、ゼロ・レーティングサービスについても、利用者のパケット分析が通信の秘密の侵害に当たる可能性が指摘されている（ネットワーク中立性に関する研究会・中間報告書案 31、34 頁）。当該サービスの提供にあたり、個別具体的な明確な同意を取得しているとは思われないところ、契約約款に基づく事前の包括同意でも許容されるとの整理であれば、これも併せて一元的なガイドラインとすることをご検討頂きたい（年内目途のとりまとめが予定されている「ゼロ・レーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針」が対象にする情報と、本研究会が対象とする「利用者情報」との関係は少なくとも明らかにして頂きたい）。</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
【弁護士】	
意見 3－36 設備に着目した現行のドミナント規制の枠組みは維持し、OTT事業者に対する規制は最小限にとどめるべき。	考え方 3－36
29 頁 「なお、・・・従来ドミナント規制が主として対象としてきた通信ネットワークレイヤに限定するこ	本研究会は、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保の

<p>となく、レイヤを超えた支配力の行使に適切に対応できる規律の在り方について、電気通信分野の市場環境の変化に応じた適切な規律を確保する観点から、今後引き続き検討する」。</p> <p>当該箇所の趣旨を明らかにされたい（通信の秘密への言及がないが、全体の中でどのような位置づけを有するのか。）。</p>	<p>在り方等を扱うものですが、ご指摘の箇所については、本検討の過程で関連する論点として取り上げることとしたものであり、電気通信事業法における現行のドミナント規制の対象である固定・移動通信市場の外部にありながら、電気通信に密接に関連する事業を営む者が今後登場し、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性があることを想定し、記載しています。</p>
<p>既存の電気通信事業法は、電気通信事業者を登録事業者と届出事業者に大別している。一定の規模を有する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は原則として登録事業者となり、その規制は届出事業者に比較して厳しいものとなっているが、こうした設備の有無・重要性に着目して規制のレベルを分ける枠組みは、基本的に適切なものであり、当該枠組みは基本的には維持されるべきと考えられる。既述のとおり（本案 25 頁に関するコメントを参照されたい。）、伝統的なネットワーク運営事業への規制とは異なるビジネス環境（低い参入障壁、激しい競争）に OTT サービスは存在していることから、仮に OTT サービス事業者に対して、「電気通信事業法」に基づく規制を課すとしても、利用者全般の利益になるような最小限の範囲に留めることができると判断され、個々のサービス毎に電気通信役務に該当するかどうかを検討し、該当するサービスについてのみ通信の秘密その他の電気通信事業法上の規制を最小限の範囲で適用するのが妥当と考える。（なお、保有するデータの量が電気通信事業法による規制を要請するものではなく、データについては、既に業種とは関係なく、個人情報保護法によって規制されている。）</p>	<p>本件については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」において主に検討されているところですが、プラットフォームサービスに関する課題を取り扱う本研究会にも関連する事項として記載したものです。</p>
<p>【弁護士】</p> <p>意見 3－37 行動ターゲティング等における通信の秘密の考え方を明確にすべき。</p>	<p>考え方 3－37</p>
<p>電子通信事業者の範囲の検討だけでなく、「（電気通信事業者の）取扱中」が意味する所を明確にすることも必要と考える。</p> <p>例えば、近時のインターネットでは、ブラウザやアプリの一つの通信であっても、複数の並列、独立した通信が行われることが一般的である。それら通信においては、一方の当事者はコンテンツサーバや広告配信サーバ等様々であるが、もう一方はユーザ端末であり、事業者間で直接情報のやり取りは行わ</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>

<p>れない。こうした複数の通信の束を一つとして捉えるか、などである。</p> <p>なお、一つの通信と捉えると、個人がプライバシー保護や表示速度向上を目的として広告やトラッキングをブロックする行為までも通信内容に手を加える行為、通信の一部を阻害する行為になり得かねない。したがって、ユーザ端末とコンテンツサーバの通信、ユーザ端末と広告配信サーバの通信と個別に切り分けて整理する方が合理的であると考える。</p>	<p style="text-align: center;">【個人】</p>
<p>意見 3－38 プライバシー保護の検討であれば、まずは個人情報保護法制の枠組みの下で行うべきであり、「通信の秘密の対象であるか否かに関わらず」保護が必要となりうるならば、その検討に通信の秘密の論点を持ち込む必要はないのではないか。</p>	<p>考え方 3－38</p>
<p>プライバシー保護の検討であれば、まずは個人情報保護法制の枠組みの下で行うべきである。通信の秘密の保護がプライバシー保護以外の性格を多分に備えており、これでプライバシー保護を図るのは迂遠であり、また、意図しない副作用を生じる懸念が大きいからである。さらに、そもそも「通信の秘密の対象であるか否かに関わらず」保護が必要となりうるならば、論理的に言って、その検討に通信の秘密の論点を持ち込む必要はないのではないか。</p>	<p style="text-align: center;">【個人】</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>意見 3－39 通信内容に係る秘密と、通信の構成要素に係る秘密とは峻別して検討すべき。</p> <p>《1. 通信内容に係る秘密と、通信の構成要素に係る秘密とは峻別して検討すべき》(アジェンダ案への意見の再掲)</p> <p>通信内容と通信の構成要素のいずれもが秘密の保障が及ぶことに異論はないものの、規制のレベルも同じとする必要はないと考える。</p> <p>例えば、同じ行動ターゲティング広告であっても deep packet inspection を伴うものは諸外国でも通信の秘密の侵害とされる一方、サイト訪問履歴等に基づいてデバイス利用者の興味・関心・属性を推定し広告表示を行う等、通信の構成要素のみを利用するものについてはプライバシーやデータ保護に関わる議論はあるものの、通信の秘密侵害を問う例は管見の限り僅かである。</p>	<p>考え方 3－39</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>

<p>のような区別が国を問わず現実に存在することは、通信内容の秘密の侵害と通信の構成要素の秘密の侵害との間に何らかの差異があることを、市民も事業者も感覚として持っていることを示唆している。</p> <p>であれば、通信の秘密の保護の検討においても、内容の保護と構成要素の保護とは峻別して議論する方が社会からの納得を得やすいのではないか。</p>	<p style="text-align: center;">【個人】</p>
<p>意見 3－4 0 同意に関する課題について広い視野を持って検討すべき。</p> <p>「同意」に係る課題解決への検討は、通信の秘密に係る利用者情報取扱いについての「個別具体的かつ明確な同意」に限らず、定型約款や個人情報保護法の通知・同意など、より広い視野で検討すべきである。</p> <p>例えば、プラットフォームサービスにおいては「そのサービスを使いたい」という生活者の切迫した状況に乗じて付合契約のような規約が提示され、代わりとなるサービスは提示されない。すると、生活者は目前の必要性から規約を結局呑まざるを得ない。この問題を上記の「個別具体的かつ明確な同意」の観点から論じることができるかは疑問である。また、EUにおいてはこうした consent bundling を違法とする判例も出ているところである。</p> <p>このように、プラットフォームサービス規制、同意の課題は、通信の秘密に係る情報の活用よりも広い視野を持って取り組まなければ、実態に即した結論は得られないのではないか。</p>	<p style="text-align: center;">【個人】</p> <p>考え方 3－4 0</p> <p>ご指摘の点については、第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－4 1 事業者による心理学的手法等を用いた同意の取得等を禁止すべき。</p> <p>いわゆる同意疲れについてであるが、事業者が利用者の同意をとるために心理学的手法などを用いて同意を取らせようとする行為を明確に禁止するべきであると考える。</p> <p>Google 社はプライバシー設定の画面を提供しているが、ノルウェーの消費者保護当局の報告書によると、Google 社は GDPR（欧州一般データ保護規則）の同意を得る際にわざと個別の設定見つけて操作しなければ、情報の利用に同意したとみなすような画面構成にしていると報告されている。（※添付資料）</p>	<p style="text-align: center;">【個人】</p> <p>考え方 3－4 1</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>

<p>料3、ノルウェー消費者保護当局の報告書)</p> <p>これを通信の秘密の同意についても適用すると利用者が同意をしない意思を示したつもりでも同意をしたことになってしまう可能性があり、利用者をだまして同意を得ることで事業者の利益につなげることは通信の秘密の保護の形骸化につながりかねない。よって、同意を得る際は一般的な利用者が一切の誤解なく同意か不同意かを選択できる方式のみ有効な同意とみなすことを明確すべきである。</p> <p>また、近年のサービスでは利用者の敷居を下げるために、メッセージなどの内容を事業者が確認できることを登録時に明示することなく利用できるようなものが多い。少なくとも利用者が使い始めるときに事業者が通信の内容を確認していることを利用開始時に明確にわかるよう明示することを義務づけるべきであると考える。</p>	
<p>意見3－4 2 位置情報の取扱いについて、現在の位置測位技術や位置情報利用の態様に即して、規律の在り方を深く検討すべき。</p>	<p>考え方3－4 2</p>
<p>位置情報の取扱いについては、政策対応上の主要論点としても触れられているが、従来、位置情報の取扱いに関する規律は、2014年に「位置情報プライバシーレポート」が公表され、その内容が2017年に改定された「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(第35条)にも反映された経緯がある。ただし、これらの規律は主に国内の電気通信事業者のみを対象としたものと理解している。</p> <p>一方で、モバイル端末等による利用者の通信時等に取得される位置情報は、電気通信事業法上の電気通信事業者のみならず、国内外の一般事業者や個人(アプリ開発者等)も含め、誰もが取得・利用することが技術的に可能となっており、一般化している。</p> <p>その背景として、位置測位技術や位置情報利用の態様が多様化・高度化していることが挙げられる。例えば「位置情報プライバシーレポート」に記載された位置情報の種類は、基地局・GPS・Wi-Fiの3種であり、このうち基地局・Wi-Fiについては通信の秘密に該当するものが含まれるとされる。しかし、</p>	<p>ご指摘の点については、第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

<p>「位置情報プライバシーレポート」の内容と比べて、現在の位置測位技術や位置情報利用の態様は以下の特徴があると言える。</p> <p>①前述の3種の他にも、IPアドレス、Bluetoothデバイス等を用いた多様な測位技術が複合的に利用されている。(主に、GPS測位のレスポンスタイムや測位精度を向上させるために、基地局・Wi-Fiその他の測位技術が補助的に利用されている)</p> <p>②基地局やWi-Fiアクセスポイントは原則として電気通信事業者でなければ設置できないが、電気通信事業者以外の者が全世界的にそれらの設置場所を調べてデータベース化し、誰もがモバイル端末等の位置測位のために利用できるAPI等として提供されている。</p> <p>その結果として、位置測位のリアルタイム性や測位精度が以前よりも向上したプライバシー性の高い位置情報や、利用者の通信時等に基地局・Wi-Fiアクセスポイントから取得される位置情報は、誰もが取得・利用できるようになっていると言える。</p> <p>このため、「位置情報プライバシーレポート」や「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の規律の適用範囲や、通信の秘密に該当する位置情報の定義は、必ずしも現在の位置測位技術や位置情報利用の態様に即したものとは言えないのではないか。</p> <p>したがって、位置情報の取扱いについては、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、誰もが等しく守るべき具体的な規律の在り方が深掘り検討されることが望ましい。</p>	
<p>【個人】</p> <p>意見3－43 サードパーティクッキー等の仕組みは、技術的な観点からは、電気通信事業者の取扱中に係る行為とは言えないのではないか。</p>	<p>考え方3－43</p>
<p>広告事業者等がウェブ上の行動履歴を把握・分析する仕組みは、HTTP cookieやJavaScript等のデファクトスタンダードとなっているウェブ技術が用いられているが、これらの技術により広告事業者等が取得する利用者情報(ウェブ上の行動履歴等)は、技術的にはいずれも「電気通信事業者の取扱中に係る」情報とは言えないと考えられる。その理由として、以下の点が挙げられる。</p>	<p>第3章第2節2.に示したとおり、行動ターゲティング等については、それぞれの技術的特性や利用実態も異なることから、今後更に技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイ</p>

<p>①広告事業者等に送信される利用者情報（ウェブ上の行動履歴等）は、そもそも利用者の端末内部に保存された情報である。</p> <p>②利用者情報が端末内部に保存され、広告事業者等に送信されることは、利用者が任意のウェブページを閲覧するためにアクセスするウェブサーバとの HTTP 通信が完了※した後に行われる。（利用者が受け取ったウェブページを端末上で読み込んだ結果、当該ウェブページに書かれたプログラム等を端末上で実行することにより行われる）</p> <p>※HTTP はステートレス・プロトコルであるため、この時点では当該 HTTP 通信は完全に完了している</p> <p>③利用者は自らの意思で、利用者情報の端末内部への保存や、広告事業者等への送信をするかしないかを決めることができる。（ウェブブラウザ等の端末の設定により、それらのプログラム等の実行を制御することができる）</p> <p>「電気通信事業者の取扱中」とは、「発信者が通信の発した時点から受信者がその通信を受けるまでの間をいい、電気通信事業者の管理支配下にある状態」と解されているが、上記の理由から、広告事業者等に送信される利用者情報は、技術的には電気通信事業者の取扱中とは言い難い。</p> <p>一方で、当該利用者情報（利用者の HTTP リクエストの内容等）は、利用者と利用者がアクセスするウェブサーバとの間の通信においては、電気通信事業者の取扱中として存在し得るものであり、その内容を通信当事者ではない広告事業者等の第三者が推知することとなる（通信の秘密を侵害する）のではないかという論点も生じ得る。しかし、前述の同じ理由から、当該第三者は、技術的には通信当事者（利用者とウェブサーバ）の同意なく勝手に推知しているとは必ずしも言えない。</p> <p>以上から、サードパーティクッキー等の仕組みは通信の秘密に含まれると整理することは適当ではないと思われる。郵便に例えるとすれば、利用者が自宅のポストに届いた手紙を読み、その手紙に書かれた指示に従って、差出人とは別の相手に、自らの意思でもう一通の別の手紙を送る（そこに自らの情報を書いている）ことと同様の仕組みだと言えるのではないか。</p>	<p>ドライインの適用関係等の明確化を図っていくことが適當と考えており、いただいたご意見については同検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
---	---

<p>ただし、技術的にはそうであったとしても、このような仕組みが一般的な利用者の多くに理解されているとは必ずしも言えない。そのため、このような仕組みが通信の秘密の対象ではないとしても、プライバシー上の適切な保護について、具体的な規律の在り方の検討が必要であるとの趣旨には賛同する。サードパーティクッキー等の仕組みは、既に標準的なウェブ技術としてグローバルに普及しており、これらの技術の発展が阻害されることなく、同時に利用者のプライバシー保護が図られるよう、規律の在り方が整理されることが望ましい。</p>	<p>【個人】</p>
<p>3. プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方</p>	
<p>意見 3－4 4 域内代理人指定制度のような規制は国際協定への適合性の観点から慎重に検討すべき。</p>	<p>考え方 3－4 4</p>
<p>個別事業者ごとの特性を具体的に考慮することの必要性、規制がなくとも市場競争を通じて利用者情報の適正な取扱いが十分に実現する可能性、及び自主規制や共同規制的なアプローチの有用性に関する、本中間報告書案の認識には賛同できる。</p> <p>もっとも、域内代理人指定制度のような規制は、その内容によっては、拠点設置強制の禁止、市場アクセス制限の禁止、内国民待遇原則といった GATS や各種 FTA・EPA 上の規律との整合性が問題となることに留意する必要がある。国際協定への適合性という観点からも、いかなる場合に、国外プラットフォームサービスに対して国内における代理人や拠点の設置、日本語での苦情対応を義務付ける必要性が認められるかについて、ソフトロー等のより制限的でない手段では目的を達成することができないのかを含め、慎重に検討する必要がある。</p> <p>例えば、主に日本国外の者に対して日本語以外の言語でのみ提供しているサービスについて、日本国内居住者である利用者が存在することのみを根拠に、日本語での相談・苦情対応を義務付けることは、不合理な待遇を与えるものに繋がるおそれがある。</p>	<p>第 6 章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

<p>本報告書では、国外のプラットフォーム事業者に対する法律の執行の担保の方策としては、域内に代理人を設置する方法や共同規制的なアプローチなどについて議論が尽くされているようには拝見できず、貿易制限的な措置にならないような観点も含め、引き続き関係業界を交えた議論が必要です。</p>	<p>【在日米国商工会議所】</p>
<p>意見 3－45　日本におけるサービスの発展のためには、国外事業者に対する規律強化よりも、むしろ国外事業者に対し開放的な市場環境を整備すべき。</p>	<p>考え方 3－45</p>
<p>日本における電気通信を利活用したサービスの発展のためには、国外のプラットフォーム事業に対する規律を強化することよりも、むしろ国外のプラットフォーム事業者が参入するインセンティブを抱く開放的な市場環境を整備し、国内外のプラットフォーム事業者間の競争の活性化や、国外のプラットフォーム事業者ならではの独特のサービスや付加価値が国内でシェアされていくことが重要である。</p> <p>実際に日本は、General Agreement on Trade in Services (GATS)、TPP11 及び日本・EU 経済連携協定(日 EU・EPA)において、電気通信サービス等について市場アクセスの制限、拠点設置強制や内国民待遇を留保しないとの立場を表明している。このように、国外のプラットフォーム事業に対する規律の検討に当たっては、国境を越えた電気通信をはじめとする諸サービスの発達を通じてモダナイズされた市場環境に即して、関連する規律も開放的な方向性でモダナイズしていく必要があることを意識してもらいたい(例えば、外国法人が外国語で容易に届出等を行える制度の用意等)。</p> <p>また、国外のプラットフォーム事業者に不利な待遇を与えることとなるような態様での、代理人や拠点の設置強制や、データローカライゼーションの要求、外国法人には対応し難い届出書類の要求等は、様々な国際協定にも抵触し得ることには留意されたい。</p> <p>上述の通り、そもそもこうした国外のプラットフォーム事業者に対する域外適用や規律の実効性の強化を図るには、それを基礎付ける必要性・相当性も必要になるところ、国外のプラットフォーム事業者の中には真摯に自主的な取組みを通じて実質的に国内法令の適用を受けるのと同等の保護を利用者に対して与えているものも見られるところであるから、日本において、そのような立法事実が真に存在</p>	<p>第6章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>

しているのかは慎重に検討してもらいたい。	【西村あさひ法律事務所】	
意見 3-4-6 仮に、GDPRにおける Data Protection Officer の設置義務と同様の規定を設けるのであれば、国外事業者の参入を妨げ、結果として日本の消費者が不利益を受ける可能性が高い。	考え方 3-4-6	
<p>EU の General Data Protection Regulation における Data Protection Officer (DPO) の規定と同様に、OTT 提供事業者が日本にコンプライアンス担当者を置いた上で、登録することを要件とすることを求める声がある。</p> <p>しかし、DPO が負う義務の内容によっては、人材の確保が困難となったり、その維持に要するコストが非常に高いものになるおそれがあることに十分に留意して頂きたい。企業にとって、EU で事業を行うかどうかを決定するにあたり、GDPR の遵守が重要な検討事項となっている状況に照らせば、同様に、日本における事業を行うかどうかの決定にあたって、DPO の設置・登録に要するコストは重要な意味を有するはずと思われる。実際、OTT サービスにこのような負担を強いることは、小規模事業者やスタートアップ事業者が世界的に普及しているアプリケーションを日本に持ち込むことを妨げ、結果として日本の消費者が不利益を受ける可能性が高いことに留意すべきである。</p>	第 6 章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。	【弁護士】
意見 3-4-7 本中間報告書（案）における執行の確保の考え方賛成。	考え方 3-4-7	
プラットフォーム事業者に対する規律適用において、「まずは我が国の法律の執行をより確実に担保できるようにすることに検討の力点を置いて、検討を深めていくことが適当である」との本報告書案の方向性に賛同します。	本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。	【株式会社 NTT ドコモ】
意見 3-4-8 わが国の法律の執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、関係者に自主的な取組みを促すなど「政策対応上の基本的方向性」に賛成する。国際的な執行協力や域内に代理人を設置する方法もプラットフォーム事業者のビジ	考え方 3-4-8	

<p>ネスの実態等を踏まえ、検討を行うべきである。</p> <p>国外のプラットフォーム事業者による規律に従った適切な取扱いを確保するための方策として、わが国の法律の執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、関係者に自主的な取組みを促す、他の法律を所管する他省庁との連携を行うという「政策対応上の基本的方向性」に賛成する。</p> <p>また、国外のプラットフォーム事業者に対する法律の執行を担保するためとして「政策対応上の主要論点」に言及されている、国際的な執行協力や域内に代理人を設置する方法も、国際協定との整合性やプラットフォーム事業者のビジネスの実態等を踏まえ、検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【経団連情報通信委員会企画部会】</p>	<p>第6章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、ご指摘の点は政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－49 プラットフォーム事業者による自主的な取組として期待される事項について は、具体的にガイドラインに記載し、明確化する必要がある。</p>	<p>考え方3－49</p>
<p>利用者にとって、プラットフォーム事業者による利用者情報の取扱い方策の透明性は必要不可欠であり、透明性を担保するためにも、プラットフォーム事業者による自主的な取組として期待される事項については、具体的にガイドラインに記載し、明確化する必要があると考えます。</p> <p>また、現行の電気通信事業者における利用者情報の取扱い方策と、プラットフォーム事業者の自主的な取組に隔たりがないようにすることも考慮する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>第3章第2節3.に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適当と考えます。</p>
<p>意見3－50 自主的取組で行う場合には、それを逸脱した場合の厳しい対応を明示して頂くこと有効と考えます。</p>	<p>考え方3－50</p>
<p>自主的取組でいいのか（P.30）：欧州は法律による罰則があり、一方日本が自主的取組となる。欧米企業ではグレーは実施して良い事との理解で事業を行い、怒られたら変更する方式と聞く。国境をこえるビジネスでは、性悪説に基づき、罰則まで契約で縛ることは標準である。自主的取組を破った場合の</p>	<p>第3章第2節3.に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を</p>

<p>罰則がない場合、実効性は低下するものと考え、自主的取組で行う場合には、それを逸脱した場合の厳しい対応を明示して頂くこと有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策について今後検討を深めることが適當と考えます。</p>
<p>意見 3－5 1 ガイドラインの英語版を作成する等、国外事業者に配慮すべき。</p> <p>電気通信事業法のガイドラインについて日本語だけではなく英語版を用意するなど海外の事業者が情報を得やすいよう考慮すべきであると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 3－5 1</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>4. 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応</p>	
<p>意見 3－5 2 EUの制度をそのまま導入するのではなく、広く諸外国の制度を踏まえてグローバルスタンダードな制度設計を目指すべき。</p> <p>EU の規律は特色を有する点で目を引くものであるかもしれないし、紹介される機会も増えて参照しやすい環境にあるのかもしれないが、決してグローバルスタンダードではなく、EU 固有の性格を有するものである。グローバルスタンダードを目指すのであれば、EU の制度をただ輸入するのではなく、米国やアジアの国々など幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向するべきではないかと考えられる。その際には、本中間報告書案で言及された規制（GDPR、ePrivacy 規則及びカリフォルニア州消費者プライバシー法(CaCPA)）は、いずれも電気通信事業のような業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であることにも留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	<p>考え方 3－5 2</p> <p>第3章第2節4. に示したとおり、電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の趣旨等は維持しつつ、諸外国の動向を踏まえた規律の国際的な調和を図ることが適當と考えます。</p>
<p>意見 3－5 3 民間データに対する政府の収集権限を強化することが国際的潮流となっていることを踏まえた我が国政府の対応を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>考え方 3－5 3</p>
<p>中国政府によるインターネットの検閲・監視法制や、米国における CLOUD Act の制定による国内外サーバーからの情報収集権限の強化等、国内外の民間データに対する政府の収集権限を強化することが国際的潮流になっている。このような情勢に鑑みれば、むしろ、我が国としても、どのように我が国の政府がそれらの情報を収集できるかの検討をする必要があるのではないか。検討に当たっては、日本</p>	<p>我が国の利用者が安心して通信サービスを利用できるようにするために、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に</p>

<p>のプラットフォーム事業者が法令違反となることや利用者の批判を浴びることを恐れずに、安心して情報を開示できる環境を確保することが重要である。例えば、CLOUD Actに基づく米国との行政協定締結は、そのような環境を確保する手段として、有力な選択肢となり得る。</p> <p>また、外国政府による過度な日本の利用者情報の開示要求に対して、国際法等の観点から対抗をしていく必要がある一方で、そのための反論がかえって日本政府による国外での情報収集に否定的に作用することがないよう、国際法上の議論の整理も行っておく必要がある。</p>	<p>係る規律を適用することにより、利用者情報の適切な取扱いが確保されるようになることが適當と考えており、企業が安心して利用者情報を開示できる環境を確保することが重要との指摘は当たらないと考えます。そのほか、いただいた意見は参考として承ります。</p>
<p>意見 3－5 4 既に個人情報保護法による個人情報保護の枠組みが存在することから、電気通信事業法による規制の適用は慎重に検討されるべき。本中間報告書（案）が言及する海外の法制度はいずれも分野横断的なプライバシー規制の例であり、電気通信事業法と同列に議論することは適切でない。</p>	<p>考え方 3－5 4</p>
<p>日本には、すでに、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）という、包括的・分野横断的であって、かつ、EU の十分性認定も受けた個人情報保護の枠組みが存在する。この状況下で、電気通信事業という業種に関する規制を更に適用することは、個人情報・プライバシー保護の観点から、電気通信サービスの消費者にどのような付加価値をもたらすのか（個人情報保護法で保護されない法益であって、他方で、電気通信事業法のみによって保護されることになる法益とは何かについて）慎重な検討がなされなければならないと思われる。その際、同一の事項を異なる法律で規制することは、これらの法律が相互に抵触する場合には事業者にとって、不明瞭な規制となるのみではなく、当該事業者が同一の行為によって二度罰則を受ける事態を招く可能性がある。</p> <p>本案が言及する規制（GDPR、ePrivacy 規則及びカリフォルニア州消費者プライバシー法（CaCPA））は、いずれも業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であるため、電気通信事業法という業種特有の規制を同列に議論するのは、適切ではないと思われる。</p>	<p>電気通信事業法と個人情報保護法の関係については、考え方 1－6 に示したとおりです。</p> <p>本中間報告書（案）では、第 3 章第 2 節 4. に示したとおり、電気通信分野における通信の秘密等の保護に係る規律についての国際的な調和を検討する上で、諸外国における利用者情報の保護等を巡る動きに言及しています。</p>
<p>意見 3－5 5 関係するステークホルダーと議論を行い、自主規制等の業界の取り組みを十分</p>	<p>考え方 3－5 5</p>

<p>に参考にすべきである。</p> <p>関係するステークホルダーと議論を行い、自主規制等の業界の取り組みを十分に参考にすべきである。その他「1. 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方」記載の意見と同じ。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>第3章第2節3. に示したとおり、法律による執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、関係者による自主的な取組を促す等の共同規制的なアプローチを適切に機能させるための具体的な方策についても今後検討を深めることが適當と考えます。</p>
<p>意見3－56 各国制度との調和や相互運用性を確保するべき。</p> <p>グローバルな事業展開を可能にするためには、各国の制度がハーモナイズしており相互運用性を有することが必要である。よって、既存の海外及び国内の制度と矛盾がないものとする必要がある。また、日本が海外に比して特有の規制を行えば、参入障壁となって貿易上の問題となりかねないことに留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【有限会社テック・ステート】</p>	<p>考え方3－56</p> <p>第3章第2節4. に示したとおり、グローバルな相互運用の可能性も展望しつつ、国際的な調和を図ることが適當と考えます。</p>
<p>意見3－57 欧米における制度をそのまま導入するのではなく、通信の秘密等の保護とイノベーション促進のバランスの取れた制度を模索すべき。</p> <p>電気通信分野における通信の秘密およびプライバシーの保護に係る規律について、国際的調和の観点を踏まえて検討することは重要である。しかし、わが国で個人データの活用ビジネスが十分に進んでいない現状を踏まえると、過度に事業者を萎縮させる制度の導入は望ましくない。したがって、欧米における制度を無批判に受け入れるのではなく、通信の秘密・プライバシー保護とイノベーション促進のバランスの取れた制度の導入を模索すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【経団連情報通信委員会企画部会】</p>	<p>考え方3－57</p> <p>第3章第1節の基本的視点に示したとおり、イノベーションの促進とプライバシー保護とのバランスの確保が重要と考えています。</p> <p>いただいたご意見については、第6章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－58 スマートフォンやIoT機器なども含めて、「通信の秘密」の範囲や正当業務行為として対応が認められる場合などを整理し、より明確かつ網羅的な基準が整備</p>	<p>考え方3－58</p>

<p>されることを望む。現在の情報通信産業の在り方を踏まえ、提供される情報通信サービスに沿った段階的な法規制の在り方を长期的に検討すべきではないか。</p>	
<p>電気通信事業分野のプライバシー保護の規律について、イコールフッティングの観点から、国際的なハーモナイゼーションを図ることについて賛成する。</p> <p>なお、「通信の秘密」や個人情報については、事業者はガイドライン等に基づいてその取扱いを個別に判断している状況にあり、前例の無い新規サービスでは特に判断が難しく、訴訟となった際に違法と判断されうるリスクが伴う。事業者の予見性確保のためにも、従来利用されてきた通信機器に限らず、スマートフォンや今般利用が拡大しつつある IoT 機器なども含めて、「通信の秘密」の範囲や正当業務行為として対応が認められる場合などを整理し、より明確かつ網羅的な基準が整備されることを望む。</p> <p>また、固定電話を念頭に置いていた電気通信事業法の制定当時と異なり、本研究会においても再三議論されているとおり、現在は多種多様な情報通信サービスを提供する事業者が存在している状況にある。それらを「電気通信事業者」として一律に同一の規制に服せることは、一部には過剰又は不十分な規制となるおそれがあるから、現在の情報通信産業の在り方を踏まえ、提供される情報通信サービスに沿った段階的な法規制の在り方を長期的に検討すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－59 国内関連法等との調和等を確保すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律やガイドラインの見直しを行う際、国内の現行の法律やガイドラインとの調和も考えるべきです。 適用される法律やガイドラインの数が増えると事業者の負担も増え、サービスの利用者にも分かりづらくなります。混乱が生じないよう、各省庁の所管する法規制を考慮し、重複する範囲がないように議論を進めるべきです。 プライバシー、データ保護または個人情報に係る事項については、個人情報保護法などその他法律やガイドラインと矛盾が生じないよう、慎重に議論を進めるべきです。通信の秘密の保護についての議論や、端末 ID やクッキーなどの情報の整理についても、関連法との調和を確保すべきです。 	<p>考え方3－59</p> <p>第3章第2節3.に示したとおり、他の法律を所管する他省庁との連携の可能性も念頭において検討を行うことが望ましいと考えます。</p>

<p>【在日米国商工会議所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律やガイドラインの見直しを行う際、国内の法律やガイドラインとの調和も考えるべきである。 ・適用される法律やガイドラインの数が増えると事業者への負担も増え、サービスの利用者にも分かりづらくなることが懸念される。混乱が生じぬよう、各省庁の所管する法規制を考慮し、重複する範囲がないように議論を進めるべきである。 ・プライバシー、データ保護又は個人情報が係る事項については、個人情報保護法などその他法律やガイドラインと矛盾が生じぬよう、慎重に議論を進めるべきである。通信の秘密の保護についての議論や、端末IDやクッキーなどの情報の整理についても、関連法との調和を確保するべきである。また、個人情報保護委員会の意見も考慮する必要があると考える。 	
<p>【アジアインターネット日本連盟】</p> <p>意見 3－60　国外事業者の所在国の法制度と通信の秘密の保護の関係等に留意すべき。</p> <p>海外の事業者に対して通信の秘密を適用される際に、事業者の帰属する国の法制度が問題になる。日本の電気通信事業法において通信の秘密の開示には裁判所の令状によるとされているが、国家主権の関係で当然に外国政府の命令または外国裁判所の令状は国内事業者に対して効力を有しない。</p> <p>海外事業者に通信の秘密の保護の義務を課した場合、外国政府の命令と日本法に基づく通信の秘密の保護とに矛盾が生じる可能性が考えられる。</p> <p>外国事業者が、外国政府の命令（日本の裁判所での令状に相当しない命令であることも考えられる）で日本の利用者の通信の秘密の開示を迫られた場合、日本の電気通信事業法より外国政府の命令を優先し結果として通信の秘密の保護が守られないという結果も考えられるため、外国政府の干渉から日本の利用者を守る方策も検討すべきである。</p>	<p>考え方 3－60</p>
<p>【個人】</p> <p>第4章 トラストサービスに関する主な検討事項</p> <p>第1節 トラストサービスの必要性</p> <p>1. サービスに応じたIDの利用</p>	

意見 4－1 利用者認証やデータの正確性等に係る法的な保証の枠組み等を検討すべき。	考え方 4－1
<p>トラストサービスの検討に当たっては、当該サービスを利用した利用者認証やデータの正確性等について、法的な保証が付与されるような枠組みを検討いただきたい。</p> <p>理由：トラストサービスを利用した場合の利用者認証やデータの正確性等が法的に保証されない場合、当該サービスが普及しないおそれがあるため。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、データの正確性等の保証を含めたトラストサービスの法制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p>ID 情報の信頼度のレベル分けについては、その ID に紐付く本人確認の要求レベルも含め、政府としてレベルを定義してほしい。</p> <p>理由：例えば、消費者が自ら所定のフォームに情報を入力して ID を作成しただけの場合はレベル 1、事業者が IC チップ入りの本人確認資料を用いて消費者の面前で確認した場合はレベル 5、のように定義されることで、消費者にとっても分かりやすくなる（例えば、自動運転のレベルも政府が定義したことで分かりやすくなったと思料）。また、企業にとってもすみ分けが明確になり、本人確認の結果を ID ビジネスに転換し易くなる。</p>	<p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>
<h2>2. Society5.0 を支えるトラストサービス</h2>	
<p>意見 4－2 Society5.0 の実現に向けて、トラストサービスが必要である旨に賛同。</p> <p>Society5.0 の実現に向けて、トラストサービスが必要であるとの評価をされたことには賛同します。</p>	<p>考え方 4－2</p> <p>本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<h3>第2節 欧州におけるトラストサービスの動向</h3>	
<p>意見 4－3 トラストサービスについて、国際的にも相互運用可能な法規制の整備を望む。</p> <p>欧州における動向のみ記述されていますが、第 2 章第 3 節に呼応する形で、米国及びその他地域（アジア等）におけるトラストサービスを巡る動向について記載を追加し、これらの地域における法・ガイドラインやトラストサービスとの関わりも今後の検討のスコープに含まれ得ることを示唆しておくことが実効性を持つトラストサービスの検討に向けて有効と思います。</p>	<p>考え方 4－3</p> <p>いただいたご意見を参考に、本中間報告書（案）に記載のとおり、国際的な相互運用性も鑑み、トラストサービスの法制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p>

<p>【GMO グローバルサイン株式会社】</p> <p>わが国においても、包括的な法令の早期制定を望みます。</p> <p>【一般財団法人日本データ通信協会】</p> <p>eIDAS 規則に相当する、包括的でかつ国際的にも相互運用可能な法規制を整備することについて賛成する。ただし、電子本人確認（eID）については引き続き検討が必要。</p> <p>【LINE 株式会社】</p> <p>eIDAS 規則に相当する、包括的でかつ国際的にも相互運用可能な法規制を整備することについて賛成する。</p> <p>【一般財団法人情報法制研究所】</p>	
意見 4-4 本中間報告書（案）に掲載された図の著作権について	
イラストや写真が使用されていますが、それぞれのイラストの著作権者や写真撮影者の許諾はあるのでしょうか？改正著作権法との整合性をご検討ください。また、オリンピック招致時に写真無断使用で問題が発生した経緯があることも踏まえ、写真の類は出所が明らかなものを使用することが好ましいと考えます。	考え方 4-4 図1については、著作権法上の問題はございません。図2については、出典を明記することとします。
第3節 トラストサービスの在り方の検討における基本的視点 3. トラストサービスの実現にあたって配慮すべき事項	
意見 4-5 利用シーンや用途に応じた、トラストサービスに求められる要件の明確化が必要。	考え方 4-5 トラストサービスの利活用推進に向けた意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。

<p>周知や国内外からの照会への対応をどう行っていくかの検討を並行して進めていくことが、トラストサービスを実現して以降の利活用推進に有効と思います。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	
<p>意見 4－6 「認証されない自由」への配慮が必要。</p> <p>トラストサービスの普及は、国民すべてが遺漏なく認証・追跡される監視社会の実現にも繋がりうる。こうした環境下では、人々が「現在の」良識、常識に反する挑戦を避けるため、破壊的イノベーションが起こらず社会が停滞する懸念が指摘されている。こうした副作用を防ぐため、トラストサービスの普及促進と同時に、トラストサービスを利用しなくてもサービスそのものは利用できる体制を事業者に求める、トラストサービスを使うべきでない場面を規定するなど、「認証されない自由」「匿名である自由」に強く配慮すべきである。</p> <p>加えて、「トラストサービスは国民監視のための仕組み」と受け取られ、国民から拒否感を抱かれるこのないよう、警察等サービス当事者以外の者によるアクセスについては厳格な要件、実効的な監査体制、ログの本人開示など、限定期かつ透明性の高い形となるよう配慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 4－6</p> <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>
<p>意見 4－7 法制度整備に際して、諸外国の法制度を参考にするとともに、利用者や事業者に対する過度のコスト負担や利便性の喪失に繋がらないように配慮すべき。</p> <p>記述の通り、諸外国の法制度を参考にする一方で、利用者や事業者に対する過度のコスト負担や利便性の喪失に繋がらないように法制度整備することに配慮が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p>	<p>考え方 4－7</p> <p>いただいたご意見を参考に、本中間報告書（案）に記載のとおり、国際的な相互運用性の観点や、利用者や事業者のコスト負担や利便性の観点に鑑み、トラストサービスの法制化等に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p>第4節 トラストサービスの在り方の検討事項</p> <p>4. データの存在証明・非改ざん証明の仕組み</p> <p>意見 4－8 タイムスタンプの認定機関・制度の整備が必要。また、タイムスタンプの相互運</p>	<p>考え方 4－8</p>

<p>用性の確保に際しては、諸外国との合意形成が必要。</p>	
<p>現在、タイムスタンプの認定業務は当協会で担っておりますが、1スキームのみで認定業務を継続することは非常に困難と考えます。早期にトラストサービス全体をカバーする法制度を整備し、一つの認定機関が複数スキームの認定業務に対応できるようにする等、業務量を確保し、認定機関に持続可能性を持たせるための対策をすることが急務と考えます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、タイムスタンプを含めたトラストサービスの法制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p style="text-align: center;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p> <p>電子データの存在時刻はそのデータの信頼性の基軸となる極めて重要な要素である。日本のタイムスタンプを使用した電子データに対して疑義が生じることなく国際的に対等に電子データによる権利主張が行えるよう、諸外国との相互運用性の確保は急務と考える。</p> <p>そのためには、国としての政策が求められ、その一貫として法制度の整備の基に諸外国との合意形成を要するものと考える。</p> <p>また、タイムスタンプは長期的に有効性の検証を要する一方で、現行のタイムスタンプサービスの業務認定制度は民間で運用されており、業務・制度維持不能となった場合にタイムスタンプの検証に支障を来たす等のリスクが内在する。</p> <p>そのため、業務認定制度についても法整備を検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p>	
<h2>第5章 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応</h2>	
<p>意見 5－1 フェイクニュースも表現の自由の保護や知る権利による保障の対象となる以上、単に EU における立法の必要性を論じるだけでは規制根拠として不十分であり、我が国の立法事実の有無を慎重に検証すべき。また、EU や英国で検討されているフェイクニュース規制は自主規制が基調という点にも留意すべき。</p>	<p>考え方 5－1</p>
<p>フェイクニュースに対する規制は、我が国憲法上の表現の自由や知る権利の保障と緊張関係に立つため、慎重に検討されるべきである。EU におけるフェイクニュースに対する規制は、市民が自由かつ公正な政治的プロセスに参加し、民主主義を実現する上で、その判断材料となる情報をフェイクニュ</p>	<p>考え方 1－8 のとおりです。</p>

ースが歪めることを問題視して検討されてきたものである。他方で、日本において問題視されている「偽情報」に対する規制についても、そのような政治的プロセスや民主主義との関係で問題となる偽情報のみを対象としたものか、それ以外のおよそ虚偽の情報の流布を対象としたものかなどについて、まだ本格的な議論が始まったばかりの状況と理解している。そのため、単にEUにおける立法の必要性を論じるだけでは不十分であり、我が国においてフェイクニュースや偽情報に対処するための規制が必要か否かについては、社会の実情を踏まえ慎重に検討する必要がある。

フェイクニュースであっても表現の自由の保護や知る権利による保障の範囲に入り得ることを踏まえれば、フェイクニュースであるという理由のみに基づき、表現内容に対する規制を行うことの是非については、慎重な検討が求められる。実際に、国際的にこの問題に対する定見は固まっていない。そのような中で、EUの規律は特色を有する点で目を引くものであるかもしれないし、紹介される機会も増えて参考しやすい環境にあるのかもしれないが、決してグローバルスタンダードではなく、EU固有の性格を有するものである。グローバルスタンダードを目指すのであれば、EUの制度をただ輸入するのではなく、米国やアジアの国々など幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向するべきではないかと考えられる。その際には、本中間報告書案で言及された規制（GDPR、ePrivacy規則及びカリフォルニア州消費者プライバシー法（CaCPA））は、いずれも電気通信事業のような業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であることにも留意する必要がある。

以上のとおり本中間報告書案は、フェイクニュースに対する規制の必要性に関して、我が国固有の立法事実に何ら言及していないが、以上からしても、単にEUにおける立法の必要性を論じるだけでは不十分であり、我が国における立法事実の有無を慎重に検証すべきである。

なお、EUや英国において検討が進められているフェイクニュース規制は、あくまでも自主規制が基調となっている点にも留意されたい。既に日本にもファクトチェックをする任意団体は設立されているなど(<http://fij.info/>)、法規制ありきではなく、まずは日本における自主規制の成果を見守り、検証する必要がある(実際に古物商規制においては、まず自主規制の成果を見守り、直ちに法規制を強化することはしないとの方針がとられている(警察庁・古物営業の在り方に関する有識者会議「古物営業

の在り方に関する有識者会議 報告書」(2017年12月21日)

〈<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/kobutsu/hokoku.pdf>〉5-6頁)。

【西村あさひ法律事務所】

虚偽の情報（いわゆる「フェイクニュース」）をめぐる問題は今に始まつたことではないが、大量の情報がインターネット上を猛スピードで流れようになつたことで、問題の解決はより複雑・困難になっている。オンライン上のコンテンツの量が膨大である上に、特定のコンテンツの真偽の判断は専門家にとっても難しい。また、安易に事業者による介入を許すと表現の自由に萎縮効果を生じさせるおそれがあることに十分留意する必要がある。

フェイクニュースをめぐる問題については、産業界、政府、市民社会及び消費者の相互協力が必要となるのであって、個々の民間事業者の取組だけでは解決方法とならない。したがつて、ただちに法規制や共同規制などを導入するのではなく、産業界や市民との対話も踏まえながら、最適な対応のあり方を慎重に検討することが望まれる。

【弁護士】

フェイクニュースはAI技術の向上とともに、今後高度化していくものと考えられ、一定の対策が必要であると考えられるが、過度な規制は表現の自由を侵害する可能性があるため民間の自主的な対応を促進する方向で検討すべきであると考える。

【個人】

意見5-2 フェイクニュースに関する対策の検討については、EUだけでなく米国やアジアなど幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向すべき。

考え方5-2

EUの規律は特色を有する点で目を引くものであるかもしれないし、紹介される機会も増えて参照しやすい環境にあるのかもしれないが、決してグローバルスタンダードではなく、EU固有の性格を有するものである。グローバルスタンダードを目指すのであれば、EUの制度をただ輸入するのではなく、米国やアジアの国々など幅広く目を向けてグローバルスタンダードを指向るべきではないかと考えられる。その際には、本中間報告書案で言及された規制（GDPR、ePrivacy規則及びカリフォルニア州

第6章に示したフェイクニュースや偽情報に係る具体的な整理を行い、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。

<p>消費者プライバシー法(CaCPA)は、いずれも電気通信事業のような業界特有の規制ではなく、分野横断的なプライバシー規制の例であることにも留意する必要がある。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p>
<p>意見5－3 フェイクニュースの規制目的を効果的かつ持続可能な形で実現するための方法として、①プラットフォームサービスの利用者に対してファクトチェック等を可能とする技術的ツールの提供と、②メディアリテラシー教育の普及、さらに③質の高い報道を奨励すること等も含め、幅広い見地から検討がなされるべき。</p>	<p>考え方5－3</p>
<p>規制の実効性という観点からも、オンライン上のコンテンツはその量が膨大である上、その真偽についての判断は専門家によっても難しいため、プラットフォームサービスに対する規制のみではフェイクニュースに関する問題意識に対処できないのではないか。規制目的を効果的かつ持続可能な形で実現するための方法として、①プラットフォームサービスの利用者に対してファクトチェック等を可能とする技術的ツールの提供と、②メディアリテラシー教育の普及、さらに③質の高い報道を奨励すること等も含め、幅広い見地から検討がなされるべきである。</p>	<p>【西村あさひ法律事務所】</p>
<p>意見5－4 フェイクニュースに関する対策の検討に当たっては、プラットフォーマーは情報の仲介者に過ぎないため、表現の内容規制が課されていない新聞・雑誌等のマス</p>	<p>プラットフォームサービスの利用者へのファクトチェック等を可能とする技術的ツールの提供やメディアリテラシーの向上等を含め幅広い見地から検討の必要性はご指摘のとおりと考えます。 この点、本章2.(2)においても示しているとおり、「民間部門における自主的な取組を基本として、正しい情報が伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をすることが適當」と考えます。</p>
	<p>考え方5－4</p>

<p>メディアと同様の保護を与えるべき。</p> <p>そもそも、プラットフォームサービスは、放送機関と異なり、情報の作成者・発信者・編集者ではなく、仲介者にすぎないという違いに留意する必要がある。プラットフォームに対して偽情報等の積極的な削除義務を明示的に課すことは、かえって過度な自主規制によるプラットフォーム利用者のオンラインでの表現の萎縮を招きかねず、民主制の基盤たる表現の自由を損なう危険すらあることに留意すべきである。</p> <p>仮にプラットフォームに対するフェイクニュースの発信者としての規制を検討する場合であっても、そもそも放送法上の例外的な表現内容に対する規制ですら、まずは放送機関の自主的規律に委ねつつも、放送電波という資源の希少性や社会的影響力の大きさを前提として、事業遂行を許可することの表裏として高い公共性を要求していることに留意すべきである(山口いつ子「インターネットにおける表現の自由」松井茂記ほか編『インターネット法』(有斐閣、2015)25頁、29頁、金澤薰編『放送法逐条解説(改訂版)』(情報通信振興会、2012)54-69頁)。むしろ同じマスメディアであるにもかかわらず、新聞・雑誌等には、放送法の規制根拠たる「電波の希少性」や社会的影響力の大きさという立法事実が存在しないが故に、表現の内容規制は課されていないが、オンラインのプラットフォーム事業者の実体は、むしろこれらの新聞・雑誌等の方が近しいように思われることにも、適切に留意する必要がある。</p> <p>本中間報告書案も指摘する「通信と放送の融合・連携」という現象はむしろ、放送に用いられる電波資源の希少性を相対化させ、放送に対して表現内容規制を行う正当性・合理性を弱める性質のものである(山口いつ子「インターネットにおける表現の自由」松井茂記ほか編『インターネット法』25頁、29頁)。プラットフォームサービスに対する表現の内容規制を検討するに当たっては、そもそも新聞・雑誌等のその他の既存マスメディアには表現内容規制が存在しないこと、及び放送法上の表現内容規制はその正当性・合理性に疑問を差し挟む余地がある情勢となっていることを十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>第6章に示したフェイクニュースや偽情報に係る政策対応上解決すべき課題を洗い出す上で参考とさせていただきます。</p>
---	---

【西村あさひ法律事務所】

<p>意見 5－5 詐欺的情報や政治的情報の操作といった特に悪質性の高いものに対象を限定して、日本がどのように捜査情報を取得できるかを検討することを通じた捜査の実効性の確保が優先課題。</p>	<p>考え方 5－5</p>
<p>プラットフォーム事業者に対して規制をかけたところで実効性を欠いては意味がないところ、詐欺的情報や政治的情報の操作といった特に悪質性の高いものに対象を限定して、日本がどのように捜査情報を取得できるかを検討することを通じた捜査の実効性の確保が優先課題である。</p>	<p>捜査の実効性の確保は、本研究会における検討の対象外と考えます。</p>
<p>【西村あさひ法律事務所】</p> <p>意見 5－6 政策対応上の基本的方向性に、「行政としてフェイクニュースや偽情報対策のための研究開発の支援を進めることが適当」と加筆すべき。</p>	<p>考え方 5－6</p>
<p>行政としての取組が不明確です。「ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をするとともに、行政としてフェイクニュースや偽情報対策のための研究開発の支援を進めることが適当である。」と加筆すべきだと考えます。</p>	<p>【株式会社ワイズ・メディア】</p> <p>第6章に示したとおり、「今後は、…（中略）…政策対応上解決すべき課題を洗い出し、具体的な整理について本年12月までに最終報告書として取りまとめることが適当」と示していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<h2>第6章 今後の検討の進め方</h2>	
<p>意見 6－1 本中間報告書案は、既存の法令やガイドライン、自主規制、ユーザーコントロールの普及等により規制目的が達成できないのかの具体的な検討を欠き、また、プラットフォームサービスを競争上の努力をする必要のない社会基盤的な事業者と位置付けるなど実態と乖離した事実認識等、必ずしも国内での規制の必要性が明らかでない事情により、規制の必要性を導こうとしている。したがって、表現の自由、営業の自由等の憲法上の権利の制約に繋がる規制の合理的根拠についての検討を尽くしていない。</p>	<p>考え方 6－1</p>

<p>個別事業者ごとの特性を具体的に考慮することの必要性、規制がなくとも市場競争を通じて利用者情報の適正な取扱いが十分に実現する可能性、及び自主規制や共同規制の有用性に関する、本中間報告書案の認識には賛同できる。もっとも、本中間報告書案は、既存の法令やガイドライン、自主規制、ユーザーコントロールの普及等により規制目的が達成できていないかについて具体的な検討を欠いている。また、本中間報告書案は、プラットフォームサービスを競争上の努力をする必要のない社会基盤的な事業者と位置付けるなど実態と乖離した事実認識や、「利用者の不安感」、「プレゼンス」や国外での情報漏洩事故などといった必ずしも日本国内での規制の必要性を基礎付けるのかが明らかでない事情により、規制の必要性を導こうとしてしまっている。したがって、本中間報告書案は、表現の自由、営業の自由等の憲法上の権利の制約に繋がる規制の合理的根拠についての検討を尽くしていないようと思われる。</p>	<p>本中間報告書（案）では、利用者情報の取扱いに係る法制度等の現状、AI や IoT 化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の状況等の検討を踏まえ、プラットフォームサービスの拡大に伴う政策対応上の主要論点と基本的方向性を示した上で、今後の検討の進め方として、本章において「政策対応上解決すべき課題を洗い出し、具体的な整理を本年 12 月までに最終報告書として取りまとめることが適当」としていることから、ご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、第 3 章第 1 節の基本的な視点（「自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進」）に示すとおり、プラットフォームサービスを競争上の努力をする必要のない事業者と位置づけるなど実態と乖離した事実認識とのご指摘も当たらないと考えます。</p>
<p>意見 6－2 国外事業者に対する新しい規制の整備・導入に関し明文の根拠のない規制の域外適用は困難。仮に通信の秘密の保護規定の域外適用の根拠を個人情報保護法や GDPR において採用されている標的基準に求めるとしても、当該基準は日本に所在する者を対象にしたサービスであれば立法管轄権を及ぼすことを許容するとの考え方ではなく、国内の他法令との対比や国際法上の検討を欠かすことはできないことに留意すべき。</p>	<p>考え方 6－2</p>

<p>また、国外事業者に対する新しい規制の整備・導入に関しては、明文の根拠のない規制の域外適用は困難である。</p> <p>また、仮に通信の秘密の保護規定の域外適用の根拠を、個人情報保護法や GDPRにおいて採用されている標的基準に求めようとしたとしても、標的基準はおよそ日本に所在する者を対象にしたサービスであれば立法管轄権を及ぼすことを許容する考え方ではなく、国内の他法令との対比や国際法上の検討を欠かすことはできないことに留意する必要がある。</p>	<p>本章の「今後の検討の進め方」に示したとおり、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、ご指摘の点は政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>
<p>総務省が公開している「電気通信事業参入マニュアル[追補版]第2版」13頁の記載からすると、「国内に拠点及び電気通信設備を有さない事業者に対しては、電気通信事業法は適用されない」との見解が総務省から示されてきたと理解しており、従前の電気通信事業法の運用もこのような見解に沿ったものであると理解している。そして、従来電気通信事業法において、国内に拠点を有さず、また電気通信設備を有さない事業者には適用されないという上記運用が維持されてきた背景には、そのような事業者に対して電気通信事業法を域外適用する文言上の明確な根拠を欠いていたことが決定的であると考えられる(第62条等参照)。したがって、法令の域外適用の検討に当たっては、その法令の文言上の明確な根拠が欠かせないことに留意されたい。なお、他国の執行管轄権と抵触するような域外適用は国際法に違反するものであり、域外適用を認める場合には国際法上の正当化根拠が必須であることから、その点についても慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、国外のプラットフォーム事業者に対する規律の在り方の検討に当たっては、国境を越えた電気通信をはじめとする諸サービスの発達を通じてモダナイズされた市場環境に即して、関連する規律も開放的な方向性でモダナイズしていく必要があることを意識してもらいたい(例えば、外国法人が外国語で容易に届出等を行える制度の用意等)。加えて、実際に日本は、GATS、TPP11及び日EU・EPAにおいて、電気通信サービス等について市場アクセスの制限、拠点設置強制や内国民待遇を留保しないとの立場を表明していることからして、国外のプラットフォーム事業者に不利な待遇を与えることとなるような態様での、代理人や拠点の設置強制や、データローカライゼーションの要求、外国法人には対応</p>	

<p>し難い届出書類の要求等は、様々な国際協定にも抵触し得ることには留意されたい。</p> <p>なお、そもそもこうした国外のプラットフォーム事業者に対する域外適用や規律の実効性の強化を図るには、それを基礎付ける必要性・相当性も必要になるところ、国外のプラットフォーム事業者の中には真摯に自主的な取組みを通じて実質的に国内法令の適用を受けるのと同等の保護を利用者に対して与えているものも見られるところであるから、日本において、そのような立法事実が真に存在しているのかは慎重に検討してもらいたい。</p>	<p style="text-align: center;">【西村あさひ法律事務所】</p>
<p>意見 6－3 類型的に表現の自由やプライバシーとの関連性が相対的に弱い端末情報等には、刑罰が科される通信の秘密侵害による規制は馴染まない。また、通信の秘密が究極的に保護しようとする国民の表現の自由やプライバシーと類型的に関係がない通信に関する情報は通信の秘密の保護対象から除外して、情報の性質により比例的な緩やかな規制により規律するなど、近年の技術革新を踏まえた、通信に係る情報の保護に関する規制についての包括的な再検討を行うべき。</p>	<p>考え方 6－3</p>
<p>さらに、プラットフォームサービスに対して、仲介する情報に関する責任・義務を負担させることは、かえって利用者の表現の自由を損なう可能性がある。本中間報告書案脚注14が紹介する意見が指摘するとおり、類型的に表現の自由やプライバシーとの関連性が相対的に弱い端末情報等には、刑罰が科される通信の秘密侵害による規制は馴染まない。また、通信の秘密が究極的に保護しようとする国民の表現の自由やプライバシーと類型的に関係がない通信に関する情報は通信の秘密の保護対象から除外して、情報の性質により比例的な緩やかな規制により規律するなど、近年の技術革新を踏まえた、通信に係る情報の保護に関する規制についての包括的な再検討を行うべきである。</p>	<p>本章で示した「通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6－4 通信の秘密をはじめとする規律の適用範囲・対象の見直し・明確化の方向性に賛同。多様な電気通信サービスやビジネスモデルに対応した形で規律の適用範囲・対象の見直し・明確化を進め、その検討に当たっては、業態別の実態・ニーズの把</p>	<p>考え方 6－4</p>

<p>握や決定プロセスを透明化すべき。</p>	
<p>本中間報告書（案）における、通信の秘密をはじめとした規律の適用範囲・対象の見直し・明確化の方向性に賛同します。弊社の具体的な見解は以下のとおりです。</p> <p>1 通信の秘密の保護に関する問題意識</p> <p>通信の秘密の保護の射程が必ずしも明確ではない一方で、規律の内容が厳格であることから、結果として、国内事業者におけるデータ利活用に過度な萎縮をもたらしていると考えます。</p> <p>(以下詳細)</p> <p>通信の秘密の保護は、国民のプライバシーの保護及び通信の自由の確保を目的とした極めて重要な規律であると理解しております。</p> <p>しかし、プラットフォームサービスに限らず、電気通信サービスの技術やビジネスモデルの進展に伴い、様々な通信の形態やそれに基づくデータが生まれてくる中で、通信の秘密の保護の射程については必ずしも明確ではない状況です。</p> <p>また、通信の秘密の保護対象となるデータの活用にあたっては「個別具体的かつ明確な同意」が必要であり、違反の場合には刑事罰が科されるなどビジネスに与える影響が大きい規制であることも踏まえると、これらの要因から国内事業者におけるデータ利活用に過度な萎縮をもたらしていると考えます。</p> <p>2 意見</p> <p>①多様な電気通信サービスやビジネスモデルに対応した形で規律の適用範囲・対象の見直し・明確化を進めていただきたいです。</p> <p>②その検討に当たっては、業態別の実態・ニーズの把握や決定プロセスの透明化をお願いしたいです。</p> <p>(以下詳細)</p> <p>上記1の問題意識から、我が国において、通信の秘密として保護すべき情報を適切に保護するとともに、国内事業者によるビジネスの健全な発展を図るためにも、プラットフォームサービスに関する</p>	<p>ご指摘の点については、本章に示したとおり、「硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない。このため、第3章第1節で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当」と考えており、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」について、今後政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。</p>

<p>る領域に限らず、多様な電気通信サービスやビジネスモデル（BtoC、BtoB等）にも対応した形で規律の適用範囲・対象の見直し・明確化を進めていただきたいと思います。</p> <p>その検討に当たっては、より実態を踏まえたルールとするために、業態別に関係する事業者へのヒアリングを実施し、公開の場で議論を実施するなど、業態別の実態・ニーズの把握や決定プロセスの透明化を是非お願いしたいと思います。</p>	
<p>【サイボウズ株式会社】</p> <p>意見 6－5 日本がデジタル貿易及び経済成長・発展を実現しながらプライバシー保護において主導的な役割を果たすためには、世界中の個人情報保護制度間の国際的相互運用性が実現されることが重要。したがって、中間報告書で提起された課題は、個人情報保護法の実施の枠組みの下で議論されることが重要。</p>	<p>考え方 6－5</p>
<p>以上は、現段階における BSA の予備的な見解です。中間報告書が曖昧さと複雑性を有するため、議論を結論付ける前に、論点についてより詳細な検討を行っていただきたく、貴省においては、産業界との更なる対話をを行いながら、現在起きている課題を幅広く理解し、中間報告書の提言がもたらす影響を考慮していただくよう要望します。</p> <p>日本がデジタル貿易及び経済成長・発展を実現しながらプライバシー保護において主導的な役割を果たすためには、世界中の個人情報保護制度間の国際的相互運用性が実現されることが重要です。従って、中間報告書で提起された課題は、個人情報保護法の実施の枠組みの下で議論されることが重要と考えます。</p> <p>BSA は、この意見の提出が、デジタルプラットフォーム規制に関する課題に対処するための他の持続的な解決策の策定と実施に役立つものであることを期待しています。また、将来、このようなパブリックコメントの手続きを行う際には、より長い意見募集期間を設定いただけますようお願い致します。今回のような短期間に、中間報告書の内容を海外企業のために翻訳したり、十分に評価して思慮に富む建設的な意見を作成することは大きな困難を伴います。中間報告書が、国際的企業の日本の法制度への関わり方について直接的に論じていることを考えれば、この分野における将来の更なる進展に対応す</p>	<p>第 2 章第 2 節 2. (2) に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり（電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い。）、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいく」ことから、個人</p>

<p>るため、十分な長さの意見募集期間を設けていただきたいと考えます。今後、貴省と本件について意見交換をさせていただき、協力する機会を持てることを期待しております。</p>	<p>情報保護法の枠組等により解決すべき問題とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>【ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p> <p>国際的な事業展開を可能にし、イノベーションを促進し、日本がプライバシー保護について主導的な役割を果たしていくためには、国際的なハーモナイゼーションが著しく重要であり、その観点から、本案において挙げられたような問題には、個人情報保護法の枠組みで執行していくべきと考える。また、グローバルな事業展開を可能にするためには、各国の制度がハーモナ化して相互運用性を有する必要があり、日本が海外に比して特有の規制を行えば、参入障壁となり貿易問題となりかねないことにも留意すべきである。今後の大局的な議論を要望する。</p>	<p>また、今後の検討に当たっては、第3章第1節で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当と考えます。</p>
<p>【有限会社テック・ステート】</p> <p>意見 6－6 プラットフォーム事業者が経済的インパクトを急速に拡大しつつある点を踏まえ、発生が予期される問題点について、消費者利益保護の観点から政策的セーフガードの検討を進めることには大いに賛成。ただし、今後の議論においては、議論の透明性・公平性を十分に確保することは勿論のこと、政策介入や規制の内容のみならず、その発動トリガーについても具体的に議論を進めていただき、民間セクターの予見可能性を高めるよう要望。</p>	<p>考え方 6－6</p>
<p>情報通信技術の急速な発達を背景にプラットフォーム事業者が経済的インパクトを急速に拡大しつつある点をふまえ、発生が予期される問題点について、消費者利益保護の観点から政策的セーフガードの検討を進めることには大いに賛成します。</p> <p>一方で、新しい政策介入や規制の議論を進めることは、事業者にとって将来の事業環境に関する不確実性を増大させることになり、多くの場合、設備投資や新規参入を躊躇させる方向に働くことを懸念します。そのため、今後の議論においては、議論の透明性・公平性を十分に確保することは勿論のこと、政策介入や規制の内容のみならず、その発動トリガーについても具体的に議論を進めていただき、民間セクターの予見可能性を高める努力をしていただきたいと思います。</p>	<p>本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、政策対応上の予見可能性の必要性はご指摘のとおりであり、「ガイドラインの適用や該当条文が明確になっていないために、利用者情報のサービス・ビジネスへの活用が十分に図られないケースなどもあり得ることから、法律やガイドラインの適用関係の明</p>

<p>【個人】</p> <p>確化が論点」としており、今後の検討を進める上で配意することが適當と考えます。</p>	
<p>意見 6-7 フェイクニュースは、単に EU における立法の必要性を論じるだけでは規制根拠として不十分であり、ファクトチェックを行う民間団体の存在やプラットフォームサービスが情報の仲介者にすぎないこと等、我が国の規制体系や社会の実情を踏まえ慎重に規制の要否を検討すべき。</p> <p>フェイクニュースについては、表現の自由や知る権利の対象となる以上、単に EU における立法の必要性を論じるだけでは規制根拠として不十分であり、ファクトチェックを行う民間団体が既に存在することや、プラットフォームサービスは放送事業者と異なり、情報の仲介者にすぎない上、社会的希少資源である放送電波を利用するることもないことなど、我が国における規制体系や社会の実情を踏まえ慎重に規制の要否を検討する必要がある。</p>	<p>考え方 6-7</p> <p>ご指摘の点は、第 6 章に示したフェイクニュースや偽情報に係る政策対応上解決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6-8 プラットフォーム市場についての現状調査を行い、フェイクニュースの発生状況のモニタリングの仕組について追記すべき。</p> <p>solutions looking for problems とならないよう、政策議論と同時並行的に、プラットフォーム市場についての現状調査と競争の評価を行い、具体的な定量的データを公開し、学識経験者などの公平な第三者も交えて検討することで、対処すべき問題の優先順位について検討していくことが必要だと思います。にもかかわらず、中間報告書（特に第六章）において、そういった競争状況やフェイクニュースの発生状況のモニタリングの仕組みについて言及がない点は問題です。この点については是非追記の方向で検討していただければ幸いです。</p>	<p>考え方 6-8</p> <p>本中間報告書（案）はプラットフォームサービスの拡大に伴う政策対応上の主要論点と基本的方向性を取りまとめたものであり、本章で示したとおり、「今後は、…（中略）…政策対応上解決すべき課題を洗い出し、具体的な整理について本年 12 月までに最終報告書として取りまとめることが適當」としていることから、原案のとおりとさせていただきます。ただし、ご指摘の点については、フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上解</p>

	決すべき課題を洗い出すまでの参考とさせていただきます。
意見 6－9 オンライン上の不適切な著作権侵害コンテンツへのプラットフォーム事業者の対応についても検討すべき。	考え方 6－9
<p>(1) 本報告書では、第5章においてオンライン上のフェイクニュースや偽情報の対応について検討されています。当センターとしては、今後の検討として、オンライン上の不適切な著作権侵害コンテンツへのプラットフォーム事業者の対応についてもご検討くださるように期待します。</p> <p>(2) プラットフォーム事業者の圧倒的な優位性を背景に、国内事業者がプラットフォームの利用の際や、それ以外のインターネット上の関連するあらゆる行為についての不利な契約を強いられているという声がコミュニティから聞こえてきます。こういった点についても正しく調査を行い、検討を含めていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	本研究会は、「電気通信分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等を検討アジェンダとして確定させたうえで、これらについて検討・議論を行っているものであり、ご指摘の事項は、直接の検討の対象とはしていません。
その他	
意見 7－1 プラットフォーム事業者に対し現行の電気通信事業法の規律以上の制約を新たに課した場合、産業の発展や消費者利益への寄与の妨げにつながるため、プラットフォーム事業者への規律は最小限にとどめるべき。	考え方 7－1
<p>5G・IoT時代では、国内外の電気通信事業者と、プラットフォーム事業者や多様な業種のプレーヤーが、国境を越えて、電気通信役務と様々な商品やサービスを一体的に提供することとなります。こうした時代においては、多様なプラットフォームの競争の中で各プレーヤーが独自のサービスを自由なビジネスモデルで提供することによって、新たな需要を刺激・創出し、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要になります。</p> <p>プラットフォームレイヤにおいて事業を行う者に特化して現行の電気通信事業法の規律以上の制約を新たに課した場合、これらの多様なプレーヤーによる産業の発展や消費者利益への寄与の妨げにつ</p>	第6章に示したとおり、「硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない。このため、第3章第1節で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが

<p>ながることが懸念されます。そのため、プラットフォームレイヤにおいて事業を行う者に対して課す規律は最小限にとどめるべきと考えます。</p> <p>一方で、国外のプラットフォーム事業者が日本の消費者に対して電気通信役務に相当するサービスを提供する場合には、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備も含めて整理すべきです。</p> <p>なお、プラットフォーム事業者であっても電気通信役務の提供を行う場合には、現在の電気通信事業法の規律がプラットフォーム事業者に対しても適用されるべきと考えます。</p>	<p>「適當」と考えており、いただいたご意見は第6章に示した今後の検討を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 7－2 国外のプラットフォーム事業者が日本の消費者に対して電気通信役務に相当するサービスを提供する場合には、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備も含めて整理すべき。</p> <p>一方で、国外のプラットフォーム事業者が日本の消費者に対して電気通信役務に相当するサービスを提供する場合には、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備も含めて整理すべきです。</p> <p>なお、プラットフォーム事業者であっても電気通信役務の提供を行う場合には、現在の電気通信事業法の規律がプラットフォーム事業者に対しても適用されるべきと考えます。</p>	<p>【KDDI 株式会社】</p> <p>考え方 7－2</p> <p>意見 7－1 と同意見として承ります。</p>
<p>意見 7－3 プラットフォーム事業者に対して規模等の要件を設けて何らかの規制を行うことや情報流出事案が起こった際に何らかの罰則等を課すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規制・罰則条件：自己資本額 1兆円規模かつ日本人の 1万人分情報を所有する場合など条件を設けて、何らかの規制・罰則を設けることができないものでしょうか？ ●罰則方法：情報出した場合、犯罪に関係した場合など条件を設けて、これら条件を超えた場合、官報に記載し、また影響度が大きく、今後も発生可能性がある場合には、情報遮断を行うなどの処置をこなうことはできないものでしょうか？ 	<p>考え方 7－2</p> <p>第6章に示したとおり、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規</p>

	【個人】 制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、ご指摘の点は政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。
意見 7－4 デジタル時代では法改正がその変化に追いつかない可能性があるため、ガイドライン等変更が容易な方法が良い。	考え方 7－4
<p>●その他</p> <p>本来は法律がよいと考えるが、デジタル時代では法改正がその変化に追いつかない可能性があるため、ガイドライン等変更が容易な方法よいと考えます。また罰則では、国内で実施できる方法と国際機関との連携が必要なものに分けて、また松竹梅のレベルを設けてはと思います。</p> <p>【個人】</p>	第6章に示したとおり、「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理」を行うこととしており、ご指摘の点は政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきます。
意見 7－5 国が巨大 IT 企業に対して規制をすることは過剰で、ユーザー側の問題。	考え方 7－5
「総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課」が提唱している内容では、巨大 IT 企業の規制におけるプラットフォームの事と、私は考えます。結論では、巨大 IT 企業に対し規制する事が無いので、私は反対です。具体的には、「ユーザー（利用者）」側の問題と、私は考えます。例えばですが、総務省側が「管理及び運用」している「NHK（日本放送協会）」に対して、国家主権側で維持している事に違和感が有り、「NHK（日本放送協会）」の方を廃止する事が先決と、私は考えます。科学技術的な要素では、「通信衛星回線（サテライトシステム）、電話回線（テレコミュニケーション）、インターネット回線（ブロードバンド）、テレビ回線（ブロードキャスト）」等から成る構造で、基地局制御サー	ユーザー側の問題とのご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、本研究会は、「電気通信分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、利用者が安心してプラットフォームサービスを利用できるよう、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等

<p>バーにおける「SIP サーバー（セッションイニテーションプロトコル）」及び ISP サーバーにおける「DNS サーバー（ドメインネイムシステム）」を融合させる事で、「中継点（リレイポイント）」における「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」の導入での構造と、私は考えます。科学技術的な「詳細（ディタイル）」が有ります。（ア）「情報技術（IT）」の分野では、「ビックデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」での導入により、クラウドコンピューティングの構造と、私は考えます。（イ）「人工知能（AI）」の分野では、Web 上の「HTML（ハイパーテキストマークアップランゲッジ）」を基準した「HTTP（ハイパーテキストトランスファー・プロトコル）」通信から成る「API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）」での導入により、エッジコンピューティングの構造と、私は考えます。要するに、未来では、IT ネットワーク及び AI ネットワークの高度化における構造では、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合されると、私は考えます。要約すると、インターネットとは、誰もが利用が出来る事からオープンイノベーションなのです。「フェイクニュース（偽情報の記事）」等を真摯に受け止める「ユーザー（利用者）」側の問題と、私個人は思います。例えばですが、「一般論（ジェネラル）」で考えると、日本国は現行の法令では、「フェイクニュース（偽情報の記事）」で、社会に対し、「扇動及び強要」をし、混乱を起こす事で、被害者を出せば、加害者が「名誉毀損罪、業務妨害、虚偽罪、偽証罪」等での「罰則（ペナルティー）」に成ると思いますので、国家主権側が「フェイクニュース（偽情報の記事）」に対し、規制を入れる意味と価値が無いと、私は考えます。「一般論（ジェネラル）」で考えますと、国家主権が巨大 IT 企業に対し規制を入れる事が過剰と、私は思います。日本国は国家主権側が何に対して、ブラックボックスによる「懸念と不安」の要素が私には、理解不能です。</p>	<p>について検討するものです。</p>
<p>【個人】</p> <p>意見 7－6 本研究会における検討対象が狭い。</p>	<p>考え方 7－6</p>
<p>1. 報告書案において、現状のプラットフォームサービスの種類をもっと具体的な固有名詞を挙げて述べるべきであるが、抽象的にしか述べていないために、対処すべき多くの種類のプラットフォームが</p>	<p>ご指摘の点については、本研究会は、「電気通信分野における競争ルール等の包括的</p>

<p>検討対象から漏れている。</p> <p>2. プラットフォームサービスの問題点の種類についても、報告書案は個人情報の流出や悪用に注意を絞り過ぎており、他の種類の問題点が見逃されている。</p> <p>3. 報告書案は、日本が制覇すべき分野のプラットフォームについての戦略を述べず、受け身で守りの姿勢の検討だけになっている。</p> <p>次に、具体的に報告書案の問題点と改善策を示します。</p> <p>1. 対処すべきプラットフォームの種類について</p> <p>例えば、次のようなサービスが報告書案から漏れています。</p> <p>(1) クレジットカードシステム、(2) Amazonや楽天などのようなインターネット上の販売市場、(3) QR・バーコード決済サービス、(4) 顔認証・声紋認証・指紋認証のような生体情報認証プラットフォーム、(5) 出会い系・配車サービス・空き室紹介サービス・アルバイト先紹介のようなマッチングプラットフォーム、(6) 地図情報プラットフォーム、(7) 投票サービス・支持率調査サービスのプラットフォーム、(8) データ流通市場、(9) 監視ネットワーク、(10) データベースシステム、(11) 電子メールサービス</p> <p>2. 対処すべき問題点の種類</p> <p>例えば、次のような問題点が報告書案から漏れています。</p> <p>(1) プラットフォームの突然の停止による日本社会および経済が被る被害および被害防止や被害からの回復の措置</p> <p>(2) プラットフォームの動作が日本国への敵対勢力によって制御されることで、気付かない間に少しづつ社会や経済が弱体化させられる。例：世論操作、統計データ改ざん、不適切なマッチング</p> <p>(3) プラットフォームや重要データを人質にとった脅迫や支配や犯罪</p> <p>3. 述べるべき攻めのプラットフォーム戦略</p> <p>例えば、次のような戦略が報告書案から漏れています。</p> <p>(1) リアルデータプラットフォームの実現と日本国が霸権を確保するための戦略</p>	<p>「検証」の一環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等を検討アジェンダとして確定させたうえで、これらについて検討・議論を行っているものであり、ご指摘の事項についてはすべてが本研究会の検討事項になっているわけではありませんが、いただいたご意見のうち本検討会の検討事項と関係するものについては今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
---	--

<p>(2) 集合知の集積と利用のためのプラットフォームの実現と日本国が霸権を確保するための戦略 (3) デジタルガバメントを実現するための政策シミュレータのプラットフォーム</p> <p>上記の3についての参考資料として次の2つを示します。</p> <p>3. (1) および3. (2) に関して： http://www.patentisland.co.jp/IoT_strategy_for_4th_Industrial_revolution.pdf</p> <p>3. (3) に関して： http://www.patentisland.co.jp/Digital_Government_Opinion.pdf</p>	【個人】
<p>意見7-7 本研究会における構成員が法律や経済を専門とする人材に偏りすぎている。軍事や災害等の人材も構成員として参加させるべき。</p> <p>プラットフォームサービスに関する研究会の委員が法律家と経済学者に偏り過ぎているために、検討内容が平時の法制度の適用に偏りすぎている。その結果、プラットフォームサービスの全面停止を故意に突然に行なう事と連携した軍事攻撃やテロの発生について、全く想定していない。また、大規模自然災害でプラットフォームサービスが日本のある地域で停止した場合の復旧についての議論もない。更には、プラットフォームサービスの構成要素の中に敵性国家である中華人民共和国や南北朝鮮の企業や個人が関与したものが入る事によるリスクについても全く言及が無い。</p> <p>このような研究会の問題の原因は、研究会の委員が平時の法律や経済を扱う人材に偏り過ぎている事にある。軍事、テロ、災害、技術の各分野の戦略を思考できる人材も平時の人材と同数くらいは参加させるべきと思います。</p>	考え方7-7
<p>意見7-8 全ての問題を通信の秘密の保護の適用によって解決を図るのではなく、個別の問題に特化した法制度があるならば、そちらで解決を図るべき。</p> <p>全体的に、通信の秘密の保護によって解決するのが適当でない問題に対しても、それを適用して解決しようという姿勢が感じられる。</p>	考え方7-8

<p>通信の秘密の保護は憲法に定めのある強力なものであるが、報告書案の中にもある通り、プライバシー、表現の自由知る権利、通信の自由など数多くの権利を保護する性質を持つ。それら個別の権利に係る問題にそのまま適用することは、その射程の長さ故に意図しない副作用を生じる可能性が高い。個別の問題に特化した法制度があるならば、そちらでの解決を図るべきである。</p>	<p>【個人】</p> <p>環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について、イノベーションの促進の観点及び通信の秘密やプライバシー保護の観点から政策対応を検討する上で必要となる主要論点及び政策対応上の基本的方向性を示したものであり、ご指摘の点は当たらないと考えます。</p>
<p>意見 7－9 その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の意見募集期間が30日未満なのは、なぜですか？ ・5ページの3行目「わかり」と、17ページの4行目「分かり」とは、字句の統一が必要です。 ・8ページの16行目「第2項」は、5行目と同様に「第2項後段」と記載したほうがよいと思います。 ・15ページの最下行から上に2行目の「英国」と「独国」は、16ページの表1と同様にそれぞれ「イギリス」、「ドイツ」と記載したほうがわかりやすくなると思います。（42ページの4行目では「ドイツ」と記載） ・16ページの表1、表2の「N」は何を意味している数値であるかについて記載したほうがよいと思います。 ・34ページの7行目「人口知能（AI）」： 略語の定義は、初出箇所である4ページの5行目において記載したほうがよいと思います。 ・34ページの14行目「人」は、他の箇所と同様に「ヒト」と記載したほうがよいと思います。 	<p>考え方 7－9</p> <p>本中間報告書（案）の意見募集は任意に行つたものであり30日以上の期間が求められるものではありません。</p> <p>また、ご指摘の修正意見を踏まえ、それぞれ修文させていただきます。</p> <p>【個人】</p>